

編集 福岡県建築都市部建築指導課

福岡県建築基準法施行条例

〔改正経過〕

令和3年版

刊 行 に 当 た っ て

福岡県建築基準法施行条例の改廃に関する情報が掲載された過去の福岡県公報を収集し、その改正経過について、『福岡県建築基準法施行条例〔改正経過〕令和3年版』としてまとめました。

本書が、建築実務に関わる皆様に広く活用され、確認申請等の際に既存不適格建築物の状況を把握する一助となれば幸いです。

令和3年4月1日

福岡県建築都市部建築指導課

福岡県建築基準法施行条例

(制定)昭和 26 年 01 月 06 日 条例第 1 号	施行：昭和 26 年 01 月 10 日
全部改正(い)昭和 35 年 04 月 01 日 条例第 20 号	施行：昭和 35 年 05 月 01 日
(ろ)昭和 38 年 03 月 19 日 条例第 17 号	施行：昭和 38 年 04 月 01 日
(※福岡県興行場施行条例 附則第 2 項により改正)	
全部改正(は)昭和 46 年 07 月 26 日 条例第 29 号	施行：昭和 46 年 11 月 01 日
(に)昭和 49 年 03 月 31 日 条例第 16 号	施行：昭和 49 年 06 月 01 日
(ほ)昭和 53 年 03 月 28 日 条例第 13 号	施行：昭和 53 年 09 月 01 日
(へ)昭和 62 年 10 月 15 日 条例第 24 号	施行：昭和 62 年 11 月 16 日
(と)平成 05 年 03 月 30 日 条例第 11 号	施行：平成 05 年 06 月 25 日
(ち)平成 05 年 07 月 09 日 条例第 25 号	施行：平成 05 年 07 月 09 日
(り)平成 12 年 03 月 29 日 条例第 40 号	施行：平成 12 年 04 月 01 日
(ぬ)平成 13 年 03 月 30 日 条例第 13 号	
下記以外	施行：平成 13 年 04 月 01 日
準都市計画区域関係	施行：平成 13 年 05 月 18 日
(る)平成 14 年 12 月 27 日 条例第 82 号	施行：平成 15 年 01 月 01 日
(を)平成 15 年 03 月 05 日 条例第 22 号	施行：平成 15 年 04 月 01 日
(わ)平成 19 年 07 月 20 日 条例第 51 号	施行：平成 19 年 07 月 20 日
(か)平成 27 年 07 月 21 日 条例第 39 号	施行：平成 27 年 07 月 21 日
(よ)平成 30 年 03 月 30 日 条例第 29 号	施行：平成 30 年 04 月 01 日
(た)平成 30 年 10 月 05 日 条例第 55 号	施行：平成 30 年 10 月 05 日
(れ)平成 31 年 03 月 01 日 条例第 10 号	
第十七条、第十八条、第二十五条の三	施行：平成 31 年 03 月 01 日
第二十六条	施行：令和元年 06 月 25 日
(そ)令和元年 10 月 08 日 条例第 17 号	施行：令和元年 10 月 08 日
最終改正(つ)令和 02 年 03 月 31 日 条例第 21 号	施行：令和 02 年 04 月 01 日

※昭和 27 年 4 月 3 日以前の条例において旧字体の漢字で書き表された用字に関しては、旧字体で示すこととし、昭和 27 年 4 月 4 日以降は、「公用文作成の要領」(昭和 27 年 4 月 4 日内閣閣甲第 16 号をもって内閣官房長官から各省庁次官あて発せられた依命通知)に基づき、常用漢字表によるものとして書き表すこととする。

目次

福岡県建築基準法施行条例（昭和26年条例第1号）※旧条例	1
福岡県建築基準法施行条例（昭和35年条例第20号）※旧条例	16
福岡県建築基準法施行条例（昭和46年条例第29号）※現行	41
第1章 総則（第1条・第2条）	
第1条（趣旨）	41
第2条（用語）	42
第2章 災害危険区域（第3条・第4条）	
第3条（災害危険区域の指定）	43
第4条（災害危険区域の建築制限）	43
第3章 建築物の敷地及び構造に関する制限の付加（第5条・第5条の2）	
第5条（がけに近接する建築物の制限）	44
第5条の2（しろありによる害を防ぐための措置）	45
第4章 特殊建築物の敷地及び構造に関する制限の付加（第6条—第18条の3）	
第6条（病院等のボイラー室の構造）	46
第7条（劇場等の屋外への出口）	47
第8条（劇場等の直通階段）	48
第9条（劇場等の避難階段等）	49
第9条の2（劇場等の用途に供する部分への準用）	50
第9条の3（劇場等の用途に供する部分における直通階段の共用）	50
第9条の4（劇場等の避難階における避難経路）	51
第10条（劇場等の廊下）	51
第11条（劇場等の客席からの出口）	52
第12条（劇場等の客席の構造）	53
第13条（劇場等の舞台部の隔壁の構造）	54
第14条（マーケット等の通路）	55
第15条（木造の共同住宅等の内装）	56
第16条（木造の共同住宅等の出口）	57
第17条（自動車修理工場の構造）	58
第18条（自動車修理工場の防火区画）	59
第18条の2（準用）	60
第18条の3（階避難安全性能を有する建築物の階等に対する制限の緩和）	60
第5章 都市計画区域及び準都市計画区域内の建築物の敷地等と道路との関係に関する制限の付加（第19条—第25条）	
第19条（適用区域）	61
第19条の2（一定の複数建築物に対する制限の特例を認定されたものに対する制限の緩和）	61
第20条（建築物の敷地と道路との関係）	61

第 21 条（百貨店等の敷地等の道路との関係）	63
第 22 条（劇場等の敷地等と道路との関係）	64
第 23 条（倉庫等の自動車の出入口と道路との関係）	66
第 24 条（倉庫等の敷地の出入口の設置の禁止）	66
第 25 条（準用）	67
第 5 章の 2 日影による中高層の建築物の高さの制限（第 25 条の 2）	
第 25 条の 2（対象区域等の指定）	68
第 5 章の 3 都市計画区域及び準都市計画区域内の道に関する基準（第 25 条の 3）	
第 25 条の 3（道に関する基準）	69
第 6 章 雑 則（第 26 条・第 26 条の 2）	
第 26 条（仮設建築物等に関する制限の緩和）	71
第 26 条の 2（市町村条例との関係）	71
第 7 章 罰 則（第 27 条・第 28 条）	
第 27 条	72
第 28 条	72
附 則	73
別表（第 25 条の 2 関係）	75

福岡県建築基準法施行条例（昭和26年条例第1号）※旧条例

福岡県建築基準法施行条例を、ここに公布する。

昭和二十六年一月六日

福岡県知事 杉本 勝次

○福岡県条例第一号

福岡県建築基準法施行条例

旧第一章 総則 履歴：(制定) (S26.1.10～S35.4.30) (い)・昭和35年条例第20号へ全部改正

旧第一条 (S26.1.10～S35.4.30) (制定) (い)・昭和35年条例第20号へ全部改正

履歴：(い)昭和35年条例第20号へ全部改正 昭和35年5月1日～

履歴：(制定) 昭和26年1月10日～昭和35年4月30日

(法令の略称)

第一条 この条例で、「法」とは、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）を、「令」とは、建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）を、「規則」とは、建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）をいう。

旧第二条 (S26.1.10～S35.4.30) (制定) (い)・昭和35年条例第20号へ全部改正

履歴：(い)昭和35年条例第20号へ全部改正 昭和35年5月1日～

履歴：(制定) 昭和26年1月10日～昭和35年4月30日

(市町村の条例制定)

第二条 市町村は、当該市町村の地方の特殊性により条例で必要な規定を設ける場合は、知事と協議しなければならない。

旧第二章 敷地及び一般構造設備

履歴：(制定) (S26.1.10～S35.4.30) (い)・昭和35年条例第20号へ全部改正

旧第三条 (S26.1.10～S35.4.30) (制定) (い)・昭和35年条例第20号へ全部改正

履歴：(い)昭和35年条例第20号へ全部改正 昭和35年5月1日～

履歴：(制定) 昭和26年1月10日～昭和35年4月30日

(くみ取便所の構造)

第三条 くみ取便所の構造は、令第二十八條及び第二十九條の規定による外、左の各号によらなければならない。但し、衛生上支障がない場合は、この限りでない。

- 一 くみ取口は、屋外に面して設けること。
- 二 便所の出入口は、居室との境界に設けないこと。

旧第四条 (S26.1.10~S35.4.30) (制定) (い)・昭和35年条例第20号へ全部改正

履歴：(い)昭和35年条例第20号へ全部改正 昭和35年5月1日～

履歴：(制定) 昭和26年1月10日～昭和35年4月30日

(特殊建築物等の便所に設ける便器の数)

第四条 左の表の上欄に掲げる用途に供する建築物には、当該下欄に規定する割合で計算した数値以上の便器（大便器若しくは小便器）を設置した公衆又は多人数の使用に供する便所を設けなければならない。但し、建築物の使用の状況等により必要がない場合は、その数値を衛生上支障がない程度に減ずることができる。

建築物の用途	便器の数	
学校	幼稚園・小学校及び中学校	普通教室の床面積の合計十五平方メートルにつき 一
	その他の学校	普通教室の床面積の合計二十平方メートルにつき 一
劇場、映画館、演劇場、観覧場、集合場及び公会堂	客席の床面積の合計二百平方メートルまでは、床面積二十平方メートルにつき 一	
	客席の床面積の合計二百平方メートルをこえ、五百平方メートルまでは、超過面積三十平方メートルにつき 一	
	客席の床面積の合計二百平方メートルをこえるものは、超過面積五十平方メートルにつき 一	
百貨店及びマーケット	賣場の床面積の合計百平方メートルにつき 一	
公衆浴場	男子用部分及び女子用部分につき 一	
寄宿舎	居室の床面積の合計二百五十平方メートルまでは、床面積四十平方メートルにつき 一	
	居室の床面積の合計二百平方メートルをこえ千平方メートルまでは、超過床面積五十平方メートルにつき 一	
	居室の床面積の合計千平方メートルをこえるものは、超過床面積六十五平方メートルにつき 一	
ホテル・旅館及び下宿	客室の床面積の合計六十平方メートルにつき 一	
病院及び診療所	病室の床面積の合計六十平方メートルにつき 一	
舞踏場・料理店・飲食店及び遊技場	客の使用する室の床面積の合計四十平方メートルにつき 一	
事務室	事務室の床面積の合計五百平方メートルまでは、床面積百平方メートルにつき 一	
	事務室の床面積の合計五百平方メートルを超えるものは、超過床面積百二十平方メートルにつき 一	
汽車・電車及びバス停の待合所	待合室の床面積の合計三十平方メートルにつき 一	

2 前項の規定の適用に関し、小便所でしきり壁がないものについては、幼稚園・小学校にあっては巾四十五センチメートルその他のものにあっては巾五十五センチメートルを一として計算する。

旧第五条 (S26.1.10~S35.4.30) (制定) (い)・昭和35年条例第20号へ全部改正

履歴：(い)昭和35年条例第20号へ全部改正 昭和35年5月1日～

履歴：(制定) 昭和26年1月10日～昭和35年4月30日

(特殊建築物の便所の構造)

第五条 都市計画区域内における左の各号に掲げる建築物の便所は、令第三十条第一項の規定による構造としなければならない。

- 一 共同住宅、診療所、公衆浴場及び舞踏場
- 二 客の使用する室の床面積の合計が百平方メートルをこえる下宿、料理店、飲食店若しくは遊技場又は事務室の床面積の合計が三百平方メートルをこえる事務所

旧第六条 (S26.1.10~S35.4.30) (制定) (い)・昭和35年条例第20号へ全部改正

履歴：(い)昭和35年条例第20号へ全部改正 昭和35年5月1日～

履歴：(制定) 昭和26年1月10日～昭和35年4月30日

(くみ取便所の便所を改良便所とする建築物)

第六条 令第三十条第一項及び前条に掲げる建築物で商業地域内にあるもののくみ取便所の便所は、令第三十一条の規定による改良便所としなければならない。

旧第七条 (S26.1.10~S35.4.30) (制定) (い)・昭和35年条例第20号へ全部改正

履歴：(い)昭和35年条例第20号へ全部改正 昭和35年5月1日～

履歴：(制定) 昭和26年1月10日～昭和35年4月30日

(浴室)

第七条 浴室は、採光及び換気のため、直接外気に面する窓又はこれに代る設備をしなければならない。

- 2 公衆浴場の浴室の構造は、左の各号によらなければならない。
 - 一 天井の高さは、四メートル以上とすること。
 - 二 床面から二メートル以上高い位置に換気に有効な窓又はこれに代る設備を設けること。
 - 三 天井は、脱落しない構造とすること。
 - 四 床は、耐水材料で造り、且つ、適当な勾配を附し、汚水を法第十九条第三項の下水管、下水溝又はためますその他これらに類する施設に排出するような設備を設けること。

旧第八条 (S26.1.10~S35.4.30) (制定) (い)・昭和35年条例第20号へ全部改正

履歴：(い)昭和35年条例第20号へ全部改正 昭和35年5月1日～

履歴：(制定) 昭和26年1月10日～昭和35年4月30日

(居住用の建築物)

第八条 居住の用に供する建築物にあつては、各戸に炊事場及び便所を設けなければならない。但し、一戸の床面積の合計が三十平方メートル以下のもので衛生上支障がない場合は、この限りでない。

- 2 最上階の居住室の直上に設ける屋根を金属板の類でふく場合は、天井若しくは屋根板を設け、又はこれに代る設備をしなければならない。

旧第九条 (S26.1.10~S35.4.30) (制定) (い)・昭和35年条例第20号へ全部改正

履歴：(い)昭和35年条例第20号へ全部改正 昭和35年5月1日～

履歴：(制定) 昭和26年1月10日～昭和35年4月30日

(煙突のライニング)

第九條 高さ十六メートルをこえる煙突には、ライニングを設けなければならない。但し、暖房用その他多量の燃料を使用しないものについては、この限りでない。

2 前項のライニングの構造は、左の各号によらなければならない。

- 一 ボイラーの格子面から、煙突の頂上までの長さの三分の一以上とすること。
- 二 材料の品質は、日本工業規格R二六〇一（断熱レンガ及び耐火レンガ）に適合する断熱れんが若しくは耐火れんが又はこれと同等以上のものであること。
- 三 前号のれんがを接着する材料は、耐火性を有するものであること。

旧第三章 構造強度

履歴：(制定) (S26.1.10~S35.4.30) (い)・昭和35年条例第20号へ全部改正

旧第十条 (S26.1.10~S35.4.30) (制定) (い)・昭和35年条例第20号へ全部改正

履歴：(い)昭和35年条例第20号へ全部改正 昭和35年5月1日～

履歴：(制定) 昭和26年1月10日～昭和35年4月30日

(擁壁の設置)

第十條 建築しようとする建築物又は造成しようとする建築物の敷地の位置が、高さ二メートルをこえるがけから左の各号の範囲内にあるときは、擁壁を設けなければならない。但し、建築物の規模、用途又はがけの地質により保安上支障がない場合は、この限りでない。

一 がけの上においては、がけの下端からの水平距離ががけの高さの一・五倍

二 がけの下においては、がけの上端からの水平距離ががけの高さの一・五倍

2 鉄筋コンクリート造、れんが造、石造の類で階数三以上の建築物とがけの上に建築しようとする場合にあつては、前項第一号、第二号の数値をその階数、高さ等に應じて、安全上支障がない程度に増大しなければならない。但し、この場合にあつては、がけの高さは、地盤面から基礎底面までの距離を減じた値とすることができる。

3 二段以上のがけがある場合におけるがけの高さは、がけの地質又は形状等により支障がない場合を除いて、制限の最もげんなものにより算定する。

旧第十一条 (S26.1.10~S35.4.30) (制定) (い)・昭和35年条例第20号へ全部改正

履歴：(い)昭和35年条例第20号へ全部改正 昭和35年5月1日～

履歴：(制定) 昭和26年1月10日～昭和35年4月30日

(擁壁の構造)

第十一條 前條により設ける擁壁は、令第百四十二條の規定による構造によるの外、左の各号によらなければならない。

一 土の息角は、三〇度以下とすること。

二 基礎底面と地盤との間の摩擦係数は、〇・五以下とすること。

旧第十二条 (S26.1.10～S35.4.30) (制定) (い)・昭和35年条例第20号へ全部改正

履歴：(い)昭和35年条例第20号へ全部改正 昭和35年5月1日～

履歴：(制定) 昭和26年1月10日～昭和35年4月30日

(防蟻構造とする建築物)

第十二條 左の各号に掲げる木造建築物は、白蟻の侵蝕を防ぐために有効な構造（以下防蟻構造という。）としなければならない。但し、土地の状況等により蟻害のおそれがない場合は、この限りでない。

- 一 学校、劇場、映画館、演藝場、公会堂、集会場及び公衆浴場
- 二 二階以上の階を百貨店、共同住宅、病院、診療所、ホテル、旅館、下宿、寄宿舎、倉庫、舞踏場、市場、マーケット又は事務所の用途に供するもので、その用途に供する部分の床面積の合計が二百平方メートルをこえるもの。
- 三 外壁をモルタル塗又は漆喰塗等の防火構造とする建築物で、階数二以上且つ延べ面積が千平方メートルをこえるもの。

旧第十三条 (S26.1.10～S35.4.30) (制定) (い)・昭和35年条例第20号へ全部改正

履歴：(い)昭和35年条例第20号へ全部改正 昭和35年5月1日～

履歴：(制定) 昭和26年1月10日～昭和35年4月30日

(防蟻構造)

第十三條 木造建築物の防蟻構造は、左の各号の一に該当するものでなければならない。

- 一 地面（厚さ五センチメートル以上の石、れんが、コンクリートの類でおおわれている場合においては、地面の露出した部分）から一メートル以内にある部分の柱、筋かい束、土台若しくはこうばし床としたときの大引又は直接地面に接する部分の木材を防蟻剤で処理したもの
 - 二 木材が、基礎に接する部分に、金属製その他の白蟻がはい上らない形状をした防蟻板をはさんだもの
 - 三 その他知事が指定するもの。
- 2 前項各一号の防蟻剤の品質並びにその処理方法は、知事が指定するものでなければならない。

旧第十四条 (S26.1.10～S35.4.30) (制定) (い)・昭和35年条例第20号へ全部改正

履歴：(い)昭和35年条例第20号へ全部改正 昭和35年5月1日～

履歴：(制定) 昭和26年1月10日～昭和35年4月30日

(屋根の防腐)

第十四條 木造建築物の屋根を陸屋根とし、又は屋根に内どい、谷どいの類を設ける場合は、これらに近接する屋根板の上面又は小屋組及び柱の部分には、クレオソートその他の防腐剤を塗布しなければならない。

旧第十五条 (S26.1.10~S35.4.30) (制定) (い)・昭和35年条例第20号へ全部改正

履歴：(い)昭和35年条例第20号へ全部改正 昭和35年5月1日～

履歴：(制定) 昭和26年1月10日～昭和35年4月30日

(構造計算)

第十五条 左の各号に掲げる建築物（法第六條第一項第二号又は第三号に掲げる建築物を除く。）に関する設計図書の作成に当つては、構造計算によつて、その構造が安全であることを確かめなければならない。

- 一 梁間十五メートル以上のもの。
- 二 二階以上の階に多量の物品を格納し又は多人数を収容するもの。
- 三 クレーンその他により振動又はしようげきを受けるもの。

2 令第三百三十八條第一号（高さが十六メートル未満のものを除く。）第二号、第三号（高さが八メートル未満のものを除く。）第四号及び第五号（高さが四メートル未満のもの及び石積みのものを除く。）に掲げる工作物については、前項の規定を準用する。

旧第十六条 (S26.1.10~S35.4.30) (制定) (い)・昭和35年条例第20号へ全部改正

履歴：(い)昭和35年条例第20号へ全部改正 昭和35年5月1日～

履歴：(制定) 昭和26年1月10日～昭和35年4月30日

(強度試験)

第十六条 左の各号に掲げる建築物の工事の施行にあつては、当該各号に規定する強度について試験を行い、その構造が安全であることを確かめなければならない。

- 一 コンクリートの許容圧縮應力度を六十キログラム／平方センチメートル以上として設計した場合又は階数四以上の鉄筋コンクリート構造の現場打コンクリートの四週圧縮強度
- 二 鉄筋コンクリート造、れんが造、石造その他の重量建築物又は工作物の敷地の地盤で、建築主事が構造耐力上必要と認めて指定するものの地耐力若しくは杭耐力
- 三 その他知事が必要を認めて指定するもの。

2 工事の施工の状況により止むを得ない場合においては、四週間に満たない現場打コンクリートの圧縮強度の試験を行い、これにより前項第一号の四週圧縮強度を推定して同項同号の強度に代えることができる。

旧第四章 防火及び避難

履歴：(制定) (S26.1.10~S35.4.30) (い)・昭和35年条例第20号へ全部改正

旧第十七条 (S26.1.10~S35.4.30) (制定) (い)・昭和35年条例第20号へ全部改正

履歴：(い)昭和35年条例第20号へ全部改正 昭和35年5月1日～

履歴：(制定) 昭和26年1月10日～昭和35年4月30日

(特殊建築物の耐火構造)

第十七条 左の各号の一に該当する建築物の部分は、その主要構造部及びその上の階床を耐火構造としなければならない。

- 一 床面積五十平方メートル以上又は階数二以上の直上階のある自動車車庫
- 二 劇場、映画館、演藝場、集会場又は公会堂に設ける映写室

旧第十八条 (S26.1.10～S35.4.30) (制定) (い)・昭和35年条例第20号へ全部改正

履歴：(い)昭和35年条例第20号へ全部改正 昭和35年5月1日～

履歴：(制定) 昭和26年1月10日～昭和35年4月30日

(室内の防火構造)

第十八条 準防火地域及び法第二十二條の市街地の区域内にある木造の建築物で、左の各号の一に該当するものは、その壁及び天井の室内に面する部分を法第二十四條第二項の規定による構造としなければならない。

- 一 舞踏場の用途に供するもので、その舞踏室の床面積の合計が百五十平方メートルをこえるもの。
- 二 汽車、電車、バス等の待合所の用途に供するもので、その待合室の床面積の合計が百平方メートルをこえるもの。
- 三 充電所又は變電所の用途に供するもので、その充電室又は變電室の床面積の合計が二十平方メートルをこえるもの。

旧第十九条 (S26.1.10～S35.4.30) (制定) (い)・昭和35年条例第20号へ全部改正

履歴：(い)昭和35年条例第20号へ全部改正 昭和35年5月1日～

履歴：(制定) 昭和26年1月10日～昭和35年4月30日

(特殊建築物等の火氣を使用する箇所の防火区画)

第十九条 学校、病院、診療所（患者の収容施設を有しないものを除く。）ホテル、旅館、下宿、共同住宅、寄宿舎、公衆浴場、料理店、飲食店、事務所（居室の床面積の合計が百平方メートル以下のものを除く。）又は工場の炊事場及び火焚場にあつては、かまどその他常時火氣を使用する箇所から水平距離一メートル以内の部分にある木造の壁及びその部分の直上部の天井は、法第二十四條第二項に規定する構造としなければならない。

- 2 前項の水平距離以内にある床の部分は、石、れんが、コンクリートの類で造り、又はおおわなければならない。

旧第二十条 (S26.1.10～S35.4.30) (制定) (い)・昭和35年条例第20号へ全部改正

履歴：(い)昭和35年条例第20号へ全部改正 昭和35年5月1日～

履歴：(制定) 昭和26年1月10日～昭和35年4月30日

(灰捨場及び燃料置場)

第二十条 前條の炊事場及び火焚場で多量の燃料を使用する場合は、灰捨場及び燃料置場を設け、これらの構造は、左の各号によらなければならない。

- 一 灰捨場は、石、れんが、コンクリートの類で造り、不燃材料で造つたおおいを設け、且つ、焚口及び燃料置場から水平距離一メートル以上離すこと。
- 二 燃料置場は、周囲に石、れんが、コンクリートの類で造つた高さ一メートル以上の腰壁を設け、壁（腰壁の部分を除く。）及び天井の室内に面する部分にあつては、前條第一項、床にあつては、同條第二項の規定による構造とし、且つ、焚口から水平距離一メートル以内に燃料の出し口があるときは、令第百十條第二項の乙種防火戸を設けること。

旧第二十一条 (S26.1.10~S35.4.30) (制定) (い)・昭和35年条例第20号へ全部改正

履歴：(い)昭和35年条例第20号へ全部改正 昭和35年5月1日～

履歴：(制定) 昭和26年1月10日～昭和35年4月30日

(一般建築物の火氣を使用する箇所の防火区画)

第二十一条 準防火地域及び法第二十二條の市街地の区域内にある居室を有する木造の建築物（第十九條第一項の建築物を除く。）の炊事場及び火焚場の構造は、左の各号によらなければならない。

- 一 かまどに接着する壁及び床は、石、れんが、コンクリートの類で造ること。
- 二 かまどの前方三十センチメートルまでの部分の床は、不燃材料で造り、又はおおうこと。
- 三 かまどから水平距離五十センチメートル以内にある壁で床面からの高さが一メートル以下の部分は、法第二十四條第二項の規定による構造とすること。

旧第二十二条 (S26.1.10~S35.4.30) (制定) (い)・昭和35年条例第20号へ全部改正

履歴：(い)昭和35年条例第20号へ全部改正 昭和35年5月1日～

履歴：(制定) 昭和26年1月10日～昭和35年4月30日

(開口部の防火戸)

第二十二条 左の各号の一に該当する開口部には、令第十條第一項の甲種防火戸を設けなければならない。

- 一 第十七條第一号の自動車車庫と直上階との間に設けるもの
- 二 第十七條第二号 映写室に設けるもの

旧第二十三条 (S26.1.10~S35.4.30) (制定) (い)・昭和35年条例第20号へ全部改正

履歴：(い)昭和35年条例第20号へ全部改正 昭和35年5月1日～

履歴：(制定) 昭和26年1月10日～昭和35年4月30日

(劇場、映画館等の屋内避難施設)

第二十三条 劇場、映画館、演藝場、観覧場及び公会堂には、客席の部分と壁体をもつて区画した側面廊下及びホールを設け、これらの巾は、左の表の数値以上としなければならない。但し、建築物の規模が小さく側面廊下又はホールを設け難い場合においては、客席内の側面廊下又は背面通路を設けて、これに代えることができる。

客席の床面積	側面廊下の巾	ホールの巾
その階の客席の床面積が五百平方メートル以下のもの	一・五メートル	二メートル
その階の客席の床面積が五百平方メートルをこえ千平方メートル以下のもの	二・〇メートル	三メートル
その階の客席の床面積が千平方メートルをこえるもの	二・五メートル	四メートル

2 前項の建築物に設ける令第二百一十一條の直通階段の巾の合計は、その直通階段を使用して避難する階の床面積の合計が二百平方メートル以下の場合、二・八メートル以上とし、二百平方メートルをこえる場合は、超過床面積百平方メートルにつき〇・四メートルを加えた数値以上としなければならない。

3 第一項の建築物の客用に供する屋外への出口及び客席からの出口の巾並びにこれらの巾の合計は、左の表の数値以上としなければならない。

出口の種類	出口の巾	出口の巾の合計
客用に供する屋外への出口	主要な出口	客席の床面積の合計百平方メートルにつき一・六メートルの割合で計算した数値とし、主要な出口の巾の合計は主要な出口及びその他の出口の巾の合計の二分の一を下らないこと
	その他の出口	
客席からの出口	一・二メートル	客席の床面積の合計百平方メートルにつき一・六メートルの割合で計算した数値

4 前項の客用に供する屋外への出口の巾の合計は、主要構造部を耐火構造とした場合においては、前項により算出した数値の二分の一以上とすることができる。

5 第三項の主要な出口は、直接道路に開いていなければならない。

旧第二十四条 (S26.1.10~S35.4.30) (制定) (い)・昭和35年条例第20号へ全部改正

履歴：(い)昭和35年条例第20号へ全部改正 昭和35年5月1日～

履歴：(制定) 昭和26年1月10日～昭和35年4月30日

(マーケットの避難施設)

第二十四条 マーケット(各戸の賣場が区画されているものを除く。)の賣場に面する屋内通路の巾員は、二・五メートル、その他のもので客用に供するものにあつては、二メートル以上としなければならない。

2 前項の建築物の客用に供する屋外への出口の巾並びにその巾の合計は、左の表の数値以上としなければならない。

客用に供する屋外への出口の種類	出口の巾	出口の巾の合計
主要な出口	二メートル	賣場の床面積の合計百平方メートルにつき〇・七メートルの割合で計算した数値とし、主要な出口の巾の合計は、主要な出口及びその他の出口の巾の合計の二分の一を下らないこと。
その他の出口	一・二メートル	

3 前項の出口から道路又は公園、廣場その他の空地に通ずる敷地内の通路の巾員は、一・五メートル以上としなければならない

4 第二項の主要な出口の一は、直接道路に開いていなければならない。

旧第二十五条 (S26.1.10~S35.4.30) (制定) (い)・昭和35年条例第20号へ全部改正

履歴：(い)昭和35年条例第20号へ全部改正 昭和35年5月1日～

履歴：(制定) 昭和26年1月10日～昭和35年4月30日

(総合的設計によつて建築するマーケット)

第二十五条 法第八十六條の規定による総合的設計によつて建築するマーケットの敷地内には、その各賣場の前面に、道路まで達する巾員四メートル以上の通路を設けなければならない。

2 前項の通路の全面若しくは一部に庇又は上家の類を設けるときは、マーケットの主要構造部を耐火構造とするか又は外壁及び軒裏を防火構造とし、その庇又は上家の構造は、左の各号によらなければならない。

一 主要構造部は、不燃材料で構成するか又は耐久上及び防火上有効な措置をした木造とすること。

二 屋根は、梁間方向の二分の一以上を網入ガラスの類で、その他の部分是不燃材料でふき、且つ巾の合計六十センチメートル以上の開放した開口部を設けること。但し、ルーバー庇とした場合は、この限りでない。

三 建築物又は工作物その他これに類するものを、その上に設けないこと。

四 長さ三十メートル以内毎に、長さ二メートル以上の防火上有効な空間を設けること。

五 通路の中間に柱を設けないこと。

六 有効高さは、四メートル以上とすること。

旧第二十六条 (S26.1.10~S35.4.30) (制定) (い)・昭和35年条例第20号へ全部改正

履歴：(い)昭和35年条例第20号へ全部改正 昭和35年5月1日～

履歴：(制定) 昭和26年1月10日～昭和35年4月30日

(三階以上の階に居室を有する木造建築物の直通階段)

第二十六条 三階以上の階に居室を有する木造建築物にあつては、その階から避難階に通ずる直通階段を設けなければならない。

2 前項の規定による直通階段で屋外に設けるものは、木造としてはならない。

旧第二十七条 (S26.1.10~S35.4.30) (制定) (い)・昭和35年条例第20号へ全部改正

履歴：(い)昭和35年条例第20号へ全部改正 昭和35年5月1日～

履歴：(制定) 昭和26年1月10日～昭和35年4月30日

(長家建の木造建築物の敷地内の通路)

第二十七条 長家建の木造建築物の敷地内には、各戸（道路に面するものを除く。）毎にその出口から道路、公園、廣場その他の空地に通ずる巾員が一・五メートル以上の通路を各戸に設けなければならない。但し、法第八十六条の規定による総合的設計によつて建築する場合は、この限りではない。

旧第五章 道路 履歴：(制定)(S26.1.10～S35.4.30) (い)・昭和35年条例第20号へ全部改正

旧第二十八条 (S26.1.10～S35.4.30) (制定) (い)・昭和35年条例第20号へ全部改正

履歴：(い)昭和35年条例第20号へ全部改正 昭和35年5月1日～

履歴：(制定) 昭和26年1月10日～昭和35年4月30日

(特殊建築物等の敷地が道路に接する長さ及び道路の巾員)

第二十八条 法第四十三條第二項の規定により（以下この章において同様とする。）左の表の建築物の敷地が道路に接する部分の長さ及びその部分に接する道路の巾員は、当該各欄に規定する数値以上としなければならない。

建築物の用途及び規模		道路に接する敷地の長さ	道路の巾員
学校		敷地周辺の全長の五分の二	六メートル
劇場、映画館、演藝場及び公会堂	客席の床面積の合計五百平方メートル以下のもの	屋外への出口の巾の合計の二倍	六メートル
	客席の床面積の合計五百平方メートルをこえ千平方メートル以下のもの		八メートル
	客席の床面積の合計千平方メートルをこえるもの		十メートル
階数三以上且つ賣場の床面積の合計千平方メートルをこえる百貨店		屋外への出口の巾の合計の二倍	十メートル
階数二以上且つ床面積の合計二百平方メートルをこえるホテル、旅館、下宿、共同住宅、寄宿舎、及び病院又は延べ面積千平方メートルをこえる建築物		四メートル	六メートル
自動車々庫の用途に供する部分の床面積の合計が三十平方メートルをこえるもの		六メートル	六メートル

2 前項の建築物の敷地が、前項の巾員に満たない道路に接し、その道路の対側境界線から前項の道路の巾員に相当する水平距離をへだてた位置に道路境界線を想定し得る状況にある場合又は公園、廣場その他の空地に接し若しくは敷地内にその境界線にそつて前項の道路に相当する通路を設けた場合において、避難上及び通行上支障がない場合は、前項の規定によらないことができる。

旧第二十九条 (S26.1.10~S35.4.30) (制定) (い)・昭和35年条例第20号へ全部改正

履歴：(い)昭和35年条例第20号へ全部改正 昭和35年5月1日～

履歴：(制定) 昭和26年1月10日～昭和35年4月30日

(特殊建築物の全面空地)

第二十九条 左の表の建築物の敷地には、当該各欄に規定する数値以上の巾及び奥行を有する空地を建築物の屋外への主要な出口の全面に設けなければならない。

建築物の用途及び規模		空地の巾	空地の奥行
劇場、映画館、演藝場及び公会堂	客席の床面積の合計五百平方メートル以下のもの	屋外への主要な出口の巾の二倍	二メートル
	客席の床面積の合計五百平方メートルをこえる千平方メートル以下のもの		三メートル
	客席の床面積の合計千平方メートルをこえるもの		四メートル
階数三以上且つ賣場の床面積の合計千平方メートルをこえる百貨店		屋外への出口の巾の二倍	三メートル
床面積三十平方メートルをこえる自動車車庫		六メートル	二メートル

2 有効高さが二・五メートル以上の庇若しくは上家を設けた場合又は一階の壁面を後退した場合においては、その庇若しくは上家又は上階のある部分は前項の空地とみなすことができる。

旧第三十条 (S26.1.10~S35.4.30) (制定) (い)・昭和35年条例第20号へ全部改正

履歴：(い)昭和35年条例第20号へ全部改正 昭和35年5月1日～

履歴：(制定) 昭和26年1月10日～昭和35年4月30日

(自動車車庫の敷地)

第三十条 自動車車庫の敷地は、左の各号の一に該当する位置に設けてはならない。但し、通行の安全上支障がない場合は、この限りではない。

- 一 道路の交叉点又は曲角から五メートル以内
- 二 急坂（頂上又は登り口を含む。）に面する場所
- 三 電車停留場、引返場、安全地帯、横断歩道、橋、踏切り、トンネル及び陸橋から十メートル以内
- 四 公園、小学校、幼稚園等の出入口の附近

旧第六章 罰則 履歴：(制定) (S26.1.10～S35.4.30) (い)・昭和 35 年条例第 20 号へ全部改正

旧第三十一条 (S26.1.10～S35.4.30) (制定) (い)・昭和 35 年条例第 20 号へ全部改正

履歴：(い)昭和 35 年条例第 20 号へ全部改正 昭和 35 年 5 月 1 日～

履歴：(制定) 昭和 26 年 1 月 10 日～昭和 35 年 4 月 30 日

(五万円以下の罰金)

第三十一条 第五條、第六條、第七條第二項、第九條から第十一條まで、第十四條から第二十條まで、第二十二條から第二十五條まで又は第二十七條から第三十條までの規定に違反した場合における当該建築物、工作物又は建築設備の設計者（設計図書を用いなくて、工事を施行し又は設計図書に従わないで工事を施行した場合においては、当該建築物、工作物又は建築設備の工事施工者）は、五万円以下の罰金に処する。

2 前項に規定する違反があつた場合において、その違反が建築主、工作物の建造主又は建築設備の設置者の故意によるものであるときは、当該設計者又は工事施工者を罰する外、当該建築主、工作物の築造主又は建築設備の設置者に対して前項の刑を科する。

旧第三十二条 (S26.1.10～S35.4.30) (制定) (い)・昭和 35 年条例第 20 号へ全部改正

履歴：(い)昭和 35 年条例第 20 号へ全部改正 昭和 35 年 5 月 1 日～

履歴：(制定) 昭和 26 年 1 月 10 日～昭和 35 年 4 月 30 日

(法人の代表者に対する罰則)

第三十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して、前條の違反行爲をした場合においては、その行爲者を罰する外、その法人又は人に対して前條の刑を科する。但し、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行爲を防止するため、当該業務に対し、相当の注意及び監督が盡されたことの証明があつたときは、その法人又は人については、この限りではない。

附 則

(制定)昭和26年1月6日 条例第1号

(施行期日)

1 この条例は、昭和二十六年一月十日から施行する。

(防蟻構造の特例)

2 地面（石、れんが、コンクリートの類でおおわれている場合においては、その露出した部分）から三十センチメートル以内にある部分の柱、筋かい、束、土台若しくはころばし床としたときの大引又は直接地面に接する部分の木材にクレオソートその他の防腐剤を塗布した場合においては、第十三条第一項の規定にかかわらず、この条例施行の日から一年以内に建築する建築物については、同條の規定による防蟻構造に代えることができる。

(い)昭和35年4月1日 条例第20号

(施行期日)

1 この条例は、昭和三十五年五月一日から施行する。

(公衆浴場法第二条並びに第三条に規定する基準条例の一部改正)

2 公衆浴場法第二条並びに第三条に規定する基準条例（昭和二十五年福岡県条例第五十四号）の一部を次のように改正する。

第四条第八号中「四メートル」を「三・五メートル」に改める。

(罰則に関する経過措置)

3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお、従前の例による。

福岡県建築基準法施行条例（昭和 35 年条例第 20 号）※旧条例

福岡県建築基準法施行条例をここに公布する。

昭和三十一年四月一日

福岡県知事 鶴崎 多一

○福岡県条例第二十号

福岡県建築基準法施行条例

福岡県建築基準法施行条例（昭和二十六年福岡県条例第一号）の全部を改正する。

旧第一章 総則 履歴：(制定) (S35.5.1～S46.10.31) (は)・昭和 46 年条例第 29 号へ全部改正

旧第一条 (S35.5.1～S46.10.31) (い)・全部改正 (は)・昭和 46 年条例第 29 号へ全部改正

履歴：(は) 昭和 46 年条例第 29 号へ全部改正 昭和 46 年 11 月 1 日～

履歴：(い) 昭和 35 年条例第 20 号へ全部改正 昭和 35 年 5 月 1 日～昭和 46 年 10 月 31 日

(趣旨)

第一条 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。）第四十条（法第八十八条第一項において準用する場合を含む。）による建築物の敷地、構造又は建築設備に関する制限の附加及び法第四十三条第二項による建築物又はその敷地等と道路との関係についての制限の附加は、この条例に定めるところによる。

旧第二条 (S35.5.1～S46.10.31) (い)・全部改正 (は)・昭和 46 年条例第 29 号へ全部改正

履歴：(は) 昭和 46 年条例第 29 号へ全部改正 昭和 46 年 11 月 1 日～

履歴：(い) 昭和 35 年条例第 20 号へ全部改正 昭和 35 年 5 月 1 日～昭和 46 年 10 月 31 日

(市町村の条例制定)

第二条 市町村は、法に基づき当該市町村の地方の特殊性等により条例で必要な規程を設ける場合は、知事の意見を聞かなければならない。

旧第二章 建築物の敷地、構造及び建築設備

履歴：(制定) (S35.5.1～S46.10.31) (は)・昭和 46 年条例第 29 号へ全部改正

旧第三条 (S35.5.1～S46.10.31) (い)・全部改正 (は)・昭和 46 年条例第 29 号へ全部改正

履歴：(は) 昭和 46 年条例第 29 号へ全部改正 昭和 46 年 11 月 1 日～

履歴：(い) 昭和 35 年条例第 20 号へ全部改正 昭和 35 年 5 月 1 日～昭和 46 年 10 月 31 日

(大規模建築物の敷地と道路との関係)

第三条 都市計画区域内にある延べ面積（同一敷地内に二以上の建築物がある場合においては、その延べ面積の合計）が千平方メートルをこえる建築物の敷地は、第三章において特に定めのある場合を除き、幅員四メートル以上の道路に六メートル以上接しなければならない。ただし、建築物の周囲に広い空地があり、その他これと同様の状況にある場合で安全上支障がないと認められるときは、この限りでない。

旧第四条 (S35.5.1～S46.10.31) (い)・全部改正 (は)・昭和46年条例第29号へ全部改正

履歴：(は) 昭和46年条例第29号へ全部改正 昭和46年11月1日～

履歴：(い) 昭和35年条例第20号へ全部改正 昭和35年5月1日～昭和46年10月31日

(くみ取便所の構造)

第四条 くみ取便所の構造は、建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「令」という。）第二十八条及び第二十九条の規定によるほか、次の各号に定めるところによらなければならない。

- 一 屋内にくみ取口を設けないこと。
- 二 居室に接して出入口を設けないこと。

旧第五条 (S35.5.1～S46.10.31) (い)・全部改正 (は)・昭和46年条例第29号へ全部改正

履歴：(は) 昭和46年条例第29号へ全部改正 昭和46年11月1日～

履歴：(い) 昭和35年条例第20号へ全部改正 昭和35年5月1日～昭和46年10月31日

(浴室の換気)

第五条 浴室には、換気に有効な直接外気に接する窓又はこれに代る設備を設けなければならない。

旧第六条 (S35.5.1～S46.10.31) (い)・全部改正 (は)・昭和46年条例第29号へ全部改正

履歴：(は) 昭和46年条例第29号へ全部改正 昭和46年11月1日～

履歴：(い) 昭和35年条例第20号へ全部改正 昭和35年5月1日～昭和46年10月31日

(木造建築物等の防腐及び防蟻)

第六条 木造の建築物又は木造とその他の構造とを併用する建築物の木造の構造部分は、防腐及び防蟻のため、次の各号に定める構造としなければならない。ただし、土地及び建築物の状況によりこれらの構造とする必要がないと認められる場合は、この限りではない。

- 一 建築物は、各構造部分を通じて通風及び最高を良くしたものとすること。
- 二 地面（床下の部分でコンクリートその他これに類するものでおおわれている部分を除く。）から高さ二十センチメートル以下に木造の構造耐力上主要な部分を設けないこと。
- 三 土台には、ひのき、ひばその他の耐朽性の強いものを用い、かつ、その下端、ほぞ穴及び木口には、防腐、防蟻上有効な薬剤を塗布する等の措置を講ずること。
- 四 外廻りの柱及び台所、浴室等の柱の株の木口及びほぞ部分は、防腐、防蟻上有効な薬剤を塗布する等の措置を講ずること。
- 五 台所、浴室等の腐朽のおそれのある腰壁の部分で、地面から一メートル以内の部分は、コンクリート、れんがその他の耐水材料を用いて造ること。
- 六 屋根を陸屋根とし、又は屋根に内どい、谷どい等を設ける場合は、これらに近接する構造部分は、防腐、防蟻上有効な薬剤を塗布する等の措置を講ずること。

旧第七条 (S35.5.1～S46.10.31) (い)・全部改正 (は)・昭和46年条例第29号へ全部改正

履歴：(は) 昭和46年条例第29号へ全部改正 昭和46年11月1日～

履歴：(い) 昭和35年条例第20号へ全部改正 昭和35年5月1日～昭和46年10月31日

(防蟻工法を施さなければならない木造建築物)

第七条 階数二以上で、かつ、延べ面積が五百平方メートルをこえる木造の建築物は、白蟻の侵蝕を防ぐために有効と認めて知事が指定する工法（以下「防蟻工法」という。）を施さなければならない。ただし、土地及び建築物の状況により蟻害のおそれがないと認められる場合は、この限りでない。

旧第八条 (S35.5.1～S46.10.31) (い)・全部改正 (は)・昭和46年条例第29号へ全部改正

履歴：(は) 昭和46年条例第29号へ全部改正 昭和46年11月1日～

履歴：(い) 昭和35年条例第20号へ全部改正 昭和35年5月1日～昭和46年10月31日

(強度試験等)

第八条 鉄筋コンクリート造、若しくは鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物又はこれらの構造とその他の構造を併用する建築物で、次の各号に掲げるものの工事の施工にあつては、現場打コンクリートの四週圧縮強度試験を行わなければならない。ただし、工事の施工の状況によりやむを得ない場合で、四週間に満たない現場打コンクリートの圧縮強度試験を行い、これによつて四週圧縮強度を推定した場合は、この限りでない。

- 一 階数三以上のもの又は延べ面積が千平方メートルをこえるもの
 - 二 コンクリートの長期応力に対する許容圧縮応力度を一平方センチメートルにつき六十キログラム以上として構造計算したもの
 - 三 コンクリートに軽量骨材を使用するもの
- 2 鉄筋コンクリート造若しくは鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物又はその他の重量建築物で次の各号に掲げるものは、その地盤の許容応力度又は基礎ぐいの許容支持力を、荷重試験、土質試験又は地下探査の結果に基づき定めなければならない。ただし、すでに地盤及び土質の状況が明らかであつて、地盤の許容応力度は基礎ぐいの許容支持力を推定し得る場合は、この限りでない。
- 一 階数が四以上のもの
 - 二 知事が指定する区域内にあるもの
- 3 知事は、建築物の構造の安全を確かめるため、建築材料又は建築構造の試験をしなければならない建築物並びに当該試験の種類及び方法を指定することができる。

旧第九条 (S35.5.1～S46.10.31) (い)・全部改正 (は)・昭和46年条例第29号へ全部改正

履歴：(は) 昭和46年条例第29号へ全部改正 昭和46年11月1日～

履歴：(い) 昭和35年条例第20号へ全部改正 昭和35年5月1日～昭和46年10月31日

(重量建築物の鉤害防止措置)

第九条 鉄筋コンクリート造若しくは鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物又はその他の重量建築物で、地盤の陥落等の鉤害のおそれのある区域内にあるものは、その構造を剛に接続して一体化をはかり、又は各部に有効な伸縮継手を設ける等、その被害を防止する措置を講ずるよう努めなければならない。

旧第十条 (S35.5.1～S46.10.31) (い)・全部改正 (は)・昭和46年条例第29号へ全部改正

履歴：(は) 昭和46年条例第29号へ全部改正 昭和46年11月1日～

履歴：(い) 昭和35年条例第20号へ全部改正 昭和35年5月1日～昭和46年10月31日

(擁壁の設置)

第十条 建築物が、高さ二メートルをこえるがけから次の各号の範囲内にあるときは、擁壁を設けなければならない。ただし、建築物の規模、構造又はがけの土質により安全上支障がない場合は、この限りでない。

- 一 がけの上においては、がけの下端からの水平距離ががけの高さの一・五倍
 - 二 がけの下においては、がけの上端からの水平距離ががけの高さの一・五倍
- 2 鉄筋コンクリート造若しくは鉄骨鉄筋コンクリート造又はその他の重量建築物をがけの上に建築しようとする場合にあっては、前項第一号の数値をその重量に応じて安全上支障がない程度に増大しなければならない。ただし、この場合にあっては、がけの高さは、地盤面から基礎底面までの距離を減じた値とすることができる。
- 3 二段以上のがけのある場合におけるがけの高さは、がけの土質又は形状により支障がない場合を除き、制限の最も厳なものにより算定する。
- 4 第一項の擁壁の構造は、令第百四十二条の規定によるほか、次の各号に定めるところによらなければならない。ただし、土質が堅固な場合は、これに応じて次の各号の数値を増すことができる。
- 一 土の内部摩擦角は、三十度以下とすること。
 - 二 基礎底面と地盤との摩擦係数は〇・三以下とすること。

旧第十一条 (S35.5.1～S46.10.31) (い)・全部改正 (は)・昭和46年条例第29号へ全部改正

履歴：(は) 昭和46年条例第29号へ全部改正 昭和46年11月1日～

履歴：(い) 昭和35年条例第20号へ全部改正 昭和35年5月1日～昭和46年10月31日

(火気を使用する箇所の防火措置)

第十一条 防火地域、準防火地域及び法第二十二条第一項の市街地の区域内にある居室を有する建築物の炊事場及び火たき場等の常時火気を使用する部分の構造は、次の各号に定めるところによらなければならない。

- 一 かまどに接する壁及び床の部分は、コンクリートで造り、又はれんが、コンクリートブロックの類で空目地のないように造ること。
- 二 かまどの前方三十センチメートルまでの部分の床は、不燃材料で造り、又はおおうこと。
- 三 こんろ台その他常時火気を用いる部分の周囲は、不燃材料で造り、又はおおうこと。
- 四 炊事場及び火たき場は、その天井（天井のない場合においては、屋根）の室内に面する部分の仕上げを不燃材料、準不燃材料又は難燃材料とすること。

旧第三章 特殊建築物

履歴：(制定) (S35.5.1～S46.10.31) (は)・昭和46年条例第29号へ全部改正

旧第一節 通則

履歴：(制定) (S35.5.1～S46.10.31) (は)・昭和46年条例第29号へ全部改正

旧第十二条 (S35.5.1～S46.10.31) (い)・全部改正 (は)・昭和46年条例第29号へ全部改正

履歴：(は) 昭和46年条例第29号へ全部改正 昭和46年11月1日～

履歴：(い) 昭和35年条例第20号へ全部改正 昭和35年5月1日～昭和46年10月31日

(適用)

第十二条 この章の規定は、次の各号に掲げる用途に供する特殊建築物及びその敷地に適用する。

- 一 学校
- 二 病院、診療所
- 三 共同住宅、寄宿舎、長屋
- 四 ホテル、旅館、下宿
- 五 百貨店、マーケット、卸売市場
- 六 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場
- 七 遊技場、舞踏場、キャバレー
- 八 公衆浴場
- 九 倉庫
- 十 自動車車庫、自動車修理工場
- 十一 工場

旧第十三条 (S35.5.1～S46.10.31) (い)・全部改正 (は)・昭和46年条例第29号へ全部改正

履歴：(は) 昭和46年条例第29号へ全部改正 昭和46年11月1日～

履歴：(い) 昭和35年条例第20号へ全部改正 昭和35年5月1日～昭和46年10月31日

(敷地と道路との関係)

第十三条 都市計画区域内にある特殊建築物（診療所、長屋、卸売市場、公衆浴場及び工場の用途に供する建築物並びに第三条の規定に該当する規模の建築物を除く。）の敷地は、幅員四メートル以上の道路に四メートル以上接しなければならない。ただし、共同住宅、寄宿舎、ホテル、旅館、下宿、遊技場、舞踏場又はキャバレーの用途に供するもので、その用途に供する部分の床面積の合計（同一敷地内に二以上の建築物がある場合においては、その用途に供する部分の床面積の合計）が二百平方メートル以内のものは、この限りでない。

旧第十四条 (S35.5.1～S46.10.31) (い)・全部改正 (は)・昭和46年条例第29号へ全部改正

履歴：(は) 昭和46年条例第29号へ全部改正 昭和46年11月1日～

履歴：(い) 昭和35年条例第20号へ全部改正 昭和35年5月1日～昭和46年10月31日

(特殊建築物の便所の構造)

第十四条 都市計画区域内にある診療所、共同住宅、下宿、マーケット、卸売市場、遊技場、舞踏場、キャバレー又は公衆浴場の用途に供する特殊建築物の便所は、令第三十条第一項の規定による構造としなければならない。

2 都市計画区域内にある特殊建築物（長屋及び第十二条第九号から第十一号までに掲げる用途に供する建築物を除く。）のくみ取便所の便槽は、令第三十一条の規定による改良便槽としなければならない。

旧第十五条 (S35.5.1～S46.10.31) (い)・全部改正 (は)・昭和46年条例第29号へ全部改正

履歴：(は) 昭和46年条例第29号へ全部改正 昭和46年11月1日～

履歴：(い) 昭和35年条例第20号へ全部改正 昭和35年5月1日～昭和46年10月31日

(くみ取便所禁止の緩和)

第十五条 この章の規定によりくみ取便所としてはならない特殊建築物で、敷地の附近に適当な放流先がないと認められる場合は、その便所をくみ取便所とすることができる。

旧第十六条 (S35.5.1～S46.10.31) (い)・全部改正 (は)・昭和46年条例第29号へ全部改正

履歴：(は) 昭和46年条例第29号へ全部改正 昭和46年11月1日～

履歴：(い) 昭和35年条例第20号へ全部改正 昭和35年5月1日～昭和46年10月31日

(便器数の緩和)

第十六条 この章の規定により特殊建築物の便所に設けなければならない便器の数は、当該建築物の使用の状況により、衛生上支障がない程度に減ずることができる。

旧第十七条 (S35.5.1～S46.10.31) (い)・全部改正 (は)・昭和46年条例第29号へ全部改正

履歴：(は) 昭和46年条例第29号へ全部改正 昭和46年11月1日～

履歴：(い) 昭和35年条例第20号へ全部改正 昭和35年5月1日～昭和46年10月31日

(防火区画)

第十七条 建築物の一部が、この章の規定によつてその主要構造部を耐火構造としなければならない部分である場合は、その部分とその他の部分とを耐火構造の床若しくは壁又は甲種防火戸で区画しなければならない。

旧第十八条 (S35.5.1～S46.10.31) (い)・全部改正 (は)・昭和46年条例第29号へ全部改正

履歴：(は) 昭和46年条例第29号へ全部改正 昭和46年11月1日～

履歴：(い) 昭和35年条例第20号へ全部改正 昭和35年5月1日～昭和46年10月31日

(火気を使用する室内の内装)

第十八条 特殊建築物（公衆浴場及び患者の収容施設を有しない診療所を除く。）の常時火気を使用する室は、その壁及び天井（天井のない場合においては、屋根）の室内に面する部分の仕上げを不燃材料又は準不燃材料でしなければならない。

2 前項の室（共同住宅の各住戸若しくは住室又は長屋の各戸に設ける炊事場を除く。）の床は、コンクリート又はれんが、コンクリートブロックの類で造り、又はおおわなければならない。

旧第十九条 (S35.5.1～S46.10.31) (い)・全部改正 (は)・昭和46年条例第29号へ全部改正

履歴：(は) 昭和46年条例第29号へ全部改正 昭和46年11月1日～

履歴：(い) 昭和35年条例第20号へ全部改正 昭和35年5月1日～昭和46年10月31日

(屋外階段の構造)

第十九条 特殊建築物の屋外に設ける階段は、木造としてはならない。ただし、物干し、物見塔その他これらに類するものに専用する階段は、この限りでない。

旧第二十条 (S35.5.1~S46.10.31) (い)・全部改正 (は)・昭和46年条例第29号へ全部改正

履歴：(は) 昭和46年条例第29号へ全部改正 昭和46年11月1日～

履歴：(い) 昭和35年条例第20号へ全部改正 昭和35年5月1日～昭和46年10月31日

(避難施設の専用)

第二十条 建築物の一部が第十二条各号の一に該当する用途に供するものである場合において、令第五章第一節及びこの章の規定により設けなければならない廊下、階段、出入口及びその他の避難施設は、当該用途に係る部分に専用としなければならない。ただし、建築物の用途により避難上支障がないと認められる場合は、この限りでない。

2 特殊建築物の避難階以外の階の部分の部分が離れており、かつ、相互に連絡のない場合においては、そのそれぞれの部分について令第五章第一節及びこの章の直通階段又は廊下に関する規定を適用する。

旧第二十一条 (S35.5.1~S46.10.31) (い)・全部改正 (は)・昭和46年条例第29号へ全部改正

履歴：(は) 昭和46年条例第29号へ全部改正 昭和46年11月1日～

履歴：(い) 昭和35年条例第20号へ全部改正 昭和35年5月1日～昭和46年10月31日

(敷地内の通路)

第二十一条 特殊建築物の敷地内には、その建築物の主要な出入口から道路、公園、広場その他の空地に通ずる幅員が一・五メートル以上の通路を設けなければならない。

旧第二節 学校 履歴：(制定) (S35.5.1~S46.10.31) (は)・昭和46年条例第29号へ全部改正

旧第二十二条 (S35.5.1~S46.10.31) (い)・全部改正 (は)・昭和46年条例第29号へ全部改正

履歴：(は) 昭和46年条例第29号へ全部改正 昭和46年11月1日～

履歴：(い) 昭和35年条例第20号へ全部改正 昭和35年5月1日～昭和46年10月31日

(敷地と道路との関係)

第二十二条 都市計画区域内にある学校の敷地は、幅員六メートル以上の道路に八メートル以上接しなければならない。ただし、周囲の状況又はその用途若しくは規模により避難上又は通行上支障がないと認められる場合は、この限りでない。

旧第二十三条 (S35.5.1~S46.10.31) (い)・全部改正 (は)・昭和46年条例第29号へ全部改正

履歴：(は) 昭和46年条例第29号へ全部改正 昭和46年11月1日～

履歴：(い) 昭和35年条例第20号へ全部改正 昭和35年5月1日～昭和46年10月31日

(木造校舎と隣地境界線)

第二十三条 木造校舎の本屋の外壁又はこれに代る柱の面から隣地境界線までの距離は三メートル以上としなければならない。ただし、土地及周囲の状況並びに建築物の配置及び規模により保安上支障がないと認められる場合は、この限りでない。

旧第二十四条 (S35.5.1~S46.10.31) (い)・全部改正 (は)・昭和46年条例第29号へ全部改正

履歴：(は) 昭和46年条例第29号へ全部改正 昭和46年11月1日～

履歴：(い) 昭和35年条例第20号へ全部改正 昭和35年5月1日～昭和46年10月31日

(四階以上に設ける教室等の禁止)

第二十四条 盲学校、ろう学校、養護学校及びこれらに類する各種学校の教室その他の児童、生徒を収容する室は、四階以上の階に設けてならない。

旧第二十五条 (S35.5.1～S46.10.31) (い)・全部改正 (は)・昭和 46 年条例第 29 号へ全部改正

履歴：(は) 昭和 46 年条例第 29 号へ全部改正 昭和 46 年 11 月 1 日～

履歴：(い) 昭和 35 年条例第 20 号へ全部改正 昭和 35 年 5 月 1 日～昭和 46 年 10 月 31 日
(教室等の出入口)

第二十五条 木造の学校の教室その他児童又は生徒を収容する室には、避難上有効な二以上の出入口を設けなければならない。

旧第二十六条 (S35.5.1～S46.10.31) (い)・全部改正 (は)・昭和 46 年条例第 29 号へ全部改正

履歴：(は) 昭和 46 年条例第 29 号へ全部改正 昭和 46 年 11 月 1 日～

履歴：(い) 昭和 35 年条例第 20 号へ全部改正 昭和 35 年 5 月 1 日～昭和 46 年 10 月 31 日
(便所)

第二十六条 学校には、次の表に規定する割合で計算した数値以上の便器を有する便所を設けなければならない。

学校の種類	普通教室の床面積の合計に対する便器の数
幼稚園、小学校又は中学校	二十平方メートルにつき一
その他の学校	二十五平方メートルにつき一

旧第二十七条 (S35.5.1～S46.10.31) (い)・全部改正 (は)・昭和 46 年条例第 29 号へ全部改正

履歴：(は) 昭和 46 年条例第 29 号へ全部改正 昭和 46 年 11 月 1 日～

履歴：(い) 昭和 35 年条例第 20 号へ全部改正 昭和 35 年 5 月 1 日～昭和 46 年 10 月 31 日
(防蟻工法)

第二十七条 木造の校舎は、防蟻工法を施さなければならない。ただし、土地及び建築物の状況により蟻害のおそれがないと認められる場合は、この限りでない。

旧第三節 共同住宅、寄宿舍、長屋

履歴：(制定) (S35.5.1～S46.10.31) (は)・昭和 46 年条例第 29 号へ全部改正

旧第二十八条 (S35.5.1～S46.10.31) (い)・全部改正 (は)・昭和 46 年条例第 29 号へ全部改正

履歴：(は) 昭和 46 年条例第 29 号へ全部改正 昭和 46 年 11 月 1 日～

履歴：(い) 昭和 35 年条例第 20 号へ全部改正 昭和 35 年 5 月 1 日～昭和 46 年 10 月 31 日
(共同住宅等の直下の階の構造)

第二十八条 共同住宅、寄宿舍又は長屋の用途に供する部分の床面積の合計が二百平方メートルをこえるものの直下の階が、第十二条第一号、第二号、第四号から第九号まで若しくは第十一号又は店舗の用途に供する建築物である場合においては、その階の主要構造部を耐火構造としなければならない。

2 共同住宅、寄宿舍又は長屋の用途に供する建築物の床（最下階の床を除く。）又は階段が木造である場合においては、その直下の天井又は階段裏の仕上げを不燃材料、準不燃材料又は難燃材料でしなければならない。

旧第二十九条 (S35.5.1~S46.10.31) (い)・全部改正 (は)・昭和46年条例第29号へ全部改正

履歴：(は) 昭和46年条例第29号へ全部改正 昭和46年11月1日～

履歴：(い) 昭和35年条例第20号へ全部改正 昭和35年5月1日～昭和46年10月31日

(長屋の構造)

第二十九条 長屋で階数三以上のものは、主要構造部を耐火構造とした建築物又法第二条第九号の三イ若しくはロのいずれかに該当する建築物としなければならない。

旧第三十条 (S35.5.1~S46.10.31) (い)・全部改正 (は)・昭和46年条例第29号へ全部改正

履歴：(は) 昭和46年条例第29号へ全部改正 昭和46年11月1日～

履歴：(い) 昭和35年条例第20号へ全部改正 昭和35年5月1日～昭和46年10月31日

(共同住宅の出入口)

第三十条 都市計画区域内にある共同住宅の主要な出入口は、道路に面して設けなければならない。ただし、建築物の規模又は周囲の状況により保安上支障がないと認められる場合は、この限りでない。

旧第三十一条 (S35.5.1~S46.10.31) (い)・全部改正 (は)・昭和46年条例第29号へ全部改正

履歴：(は) 昭和46年条例第29号へ全部改正 昭和46年11月1日～

履歴：(い) 昭和35年条例第20号へ全部改正 昭和35年5月1日～昭和46年10月31日

(長屋の出入口)

第三十一条 都市計画区域内にある長屋の各戸の主要な出入口は、道路に面しなければならない。ただし、次の各号の一に該当する長屋で、周囲の状況により保安上支障がないと認められる場合は、この限りでない。

- 一 主要構造部が耐火構造であるもの又は法第二条第九号の三イ若しくはロのいずれかに該当するもの
- 二 前号以外の建築物で、六戸建以下とし、かつ、各戸の主要な出入口から道路、公園、広場その他の空地に通ずる幅員一メートル以上の通路を各戸ごとに設けたもの

旧第三十二条 (S35.5.1~S46.10.31) (い)・全部改正 (は)・昭和46年条例第29号へ全部改正

履歴：(は) 昭和46年条例第29号へ全部改正 昭和46年11月1日～

履歴：(い) 昭和35年条例第20号へ全部改正 昭和35年5月1日～昭和46年10月31日

(共同住宅等の直通階段)

第三十二条 木造の共同住宅の避難階以外の階で、住戸又は住室の数が六をこえる場合においては、その階から避難階又は地上に通ずる二以上の直通階段を設けなければならない。

2 共同住宅又は寄宿舎の用途に供する建築物で居室の床面積の合計が百平方メートルをこえる階における主要な直通階段は、次の各号に定めるところによらなければならない。

- 一 けあげは、二十センチメートル以下、踏面は、二十四センチメートル以上とすること。
- 二 階段及びその踊場の幅は、百二十センチメートル以上とすること。

旧第三十三条 (S35.5.1~S46.10.31) (い)・全部改正 (は)・昭和 46 年条例第 29 号へ全部改正

履歴：(は) 昭和 46 年条例第 29 号へ全部改正 昭和 46 年 11 月 1 日～

履歴：(い) 昭和 35 年条例第 20 号へ全部改正 昭和 35 年 5 月 1 日～昭和 46 年 10 月 31 日

(共同住宅の共同炊事場)

第三十三条 共同住宅で各住室に炊事場のない場合は、床面積が当該住室一につき一平方メートルの割合で計算した数値以上で、かつ、六平方メートル以上の共同炊事場を各階に設けなければならない。ただし、共同住宅の種類又は規模により防火上及び衛生上支障がないと認められる場合は、この限りでない。

2 前項の共同炊事場は、避難階又は地上に通ずる直通階段（耐火構造のものを除く。）の直下に設けてはならない。

旧第三十四条 (S35.5.1~S46.10.31) (い)・全部改正 (は)・昭和 46 年条例第 29 号へ全部改正

履歴：(は) 昭和 46 年条例第 29 号へ全部改正 昭和 46 年 11 月 1 日～

履歴：(い) 昭和 35 年条例第 20 号へ全部改正 昭和 35 年 5 月 1 日～昭和 46 年 10 月 31 日

(共同住宅の炊事場及び便所)

第三十四条 共同住宅の一戸の床面積が三十平方メートル以上のものには、各戸に炊事場及び便所を設けなければならない。ただし、衛生上支障がないと認められる場合は、この限りでない。

旧第三十五条 (S35.5.1~S46.10.31) (い)・全部改正 (は)・昭和 46 年条例第 29 号へ全部改正

履歴：(は) 昭和 46 年条例第 29 号へ全部改正 昭和 46 年 11 月 1 日～

履歴：(い) 昭和 35 年条例第 20 号へ全部改正 昭和 35 年 5 月 1 日～昭和 46 年 10 月 31 日

(共同住宅の共同便所)

第三十五条 共同住宅で各住室に便所のない場合は、当該住室四につき一個の割合で計算した数値以上の便器を有する共同便所を設けなければならない。

旧第三十六条 (S35.5.1~S46.10.31) (い)・全部改正 (は)・昭和 46 年条例第 29 号へ全部改正

履歴：(は) 昭和 46 年条例第 29 号へ全部改正 昭和 46 年 11 月 1 日～

履歴：(い) 昭和 35 年条例第 20 号へ全部改正 昭和 35 年 5 月 1 日～昭和 46 年 10 月 31 日

(くみ取便所の禁止)

第三十六条 共同住宅又は寄宿舍でその用途に供する部分の床面積の合計が三百平方メートルをこえるものの便所は、くみ取便所としてはならない。

旧第四節 ホテル、旅館、下宿

履歴：(制定) (S35.5.1~S46.10.31) (は)・昭和 46 年条例第 29 号へ全部改正

旧第三十七条 (S35.5.1~S46.10.31) (い)・全部改正 (は)・昭和 46 年条例第 29 号へ全部改正

履歴：(は) 昭和 46 年条例第 29 号へ全部改正 昭和 46 年 11 月 1 日～

履歴：(い) 昭和 35 年条例第 20 号へ全部改正 昭和 35 年 5 月 1 日～昭和 46 年 10 月 31 日

(直通階段)

第三十七条 ホテル、旅館又は下宿（以下「旅館等」という。）の用途に供する建築物については、第三十二条第二項の規定を準用する。

旧第三十八条 (S35.5.1~S46.10.31) (い)・全部改正 (は)・昭和46年条例第29号へ全部改正

履歴：(は) 昭和46年条例第29号へ全部改正 昭和46年11月1日～

履歴：(い) 昭和35年条例第20号へ全部改正 昭和35年5月1日～昭和46年10月31日

(廊下の幅)

第三十八条 旅館等の用途に供する建築物で、居室の床面積の合計が百平方メートルをこえる階における廊下の幅は、中廊下及びその他の廊下の主要な部分にあつては百二十センチメートル以上としなければならない。

旧第三十九条 (S35.5.1~S46.10.31) (い)・全部改正 (は)・昭和46年条例第29号へ全部改正

履歴：(は) 昭和46年条例第29号へ全部改正 昭和46年11月1日～

履歴：(い) 昭和35年条例第20号へ全部改正 昭和35年5月1日～昭和46年10月31日

(便所)

第三十九条 旅館等の用途に供する建築物で、これらの用途に供する部分の床面積の合計（同一敷地内に二以上の建築物がある場合においては、その用途に供する部分の床面積の合計）が、三百平方メートルをこえるものの便所は、くみ取便所としてはならない。

2 旅館等の便所がくみ取便所であるときは、これを調理室又は配膳室に隣接して設けてはならない。

3 旅館等には、宿泊室（附室を除く。）の床面積の合計二十五平方メートルにつき一個の割合で計算した数値以上の便器を有する便所を設けなければならない。

旧第四十条 (S35.5.1~S46.10.31) (い)・全部改正 (は)・昭和46年条例第29号へ全部改正

履歴：(は) 昭和46年条例第29号へ全部改正 昭和46年11月1日～

履歴：(い) 昭和35年条例第20号へ全部改正 昭和35年5月1日～昭和46年10月31日

(浴室等の構造)

第四十条 旅館等の浴室については、第四十七条の規定を準用する。ただし、防火上、衛生上及び安全上支障がないと認められる場合は、この限りでない。

旧第五節 百貨店、マーケット、卸売市場

履歴：(制定) (S35.5.1~S46.10.31) (は)・昭和46年条例第29号へ全部改正

旧第四十一条 (S35.5.1~S46.10.31) (い)・全部改正 (は)・昭和46年条例第29号へ全部改正

履歴：(は) 昭和46年条例第29号へ全部改正 昭和46年11月1日～

履歴：(い) 昭和35年条例第20号へ全部改正 昭和35年5月1日～昭和46年10月31日

(百貨店の敷地等と道路との関係)

第四十一条 都市計画区域内にある百貨店の敷地は、その外周の六分の一以上が幅員十メートル以上の道路に接するほか、六分の一以上が幅員四メートル以上の道路に接しなければならない。

2 前項の百貨店の主要な出入口は、幅員十メートル以上の道路に面し、かつ、その前面には奥行三メートル以上の空地を設けなければならない。

3 前項の空地内には、主要構造部が耐火構造で、地面からの高さが三メートル以上にある建築物の部分突き出すことができる。

旧第四十二条 (S35.5.1~S46.10.31) (い)・全部改正 (は)・昭和 46 年条例第 29 号へ全部改正

履歴：(は) 昭和 46 年条例第 29 号へ全部改正 昭和 46 年 11 月 1 日～

履歴：(い) 昭和 35 年条例第 20 号へ全部改正 昭和 35 年 5 月 1 日～昭和 46 年 10 月 31 日

(卸売市場の敷地等と道路との関係)

第四十二条 都市計画区域内にある卸売市場の用途に供する建築物で、延べ面積（同一敷地内に二以上の建築物がある場合においては、その延べ面積の合計）が千平方メートルをこえるものの敷地は、幅員八メートル以上の道路に十メートル以上接しなければならない。

- 2 前項の卸売市場には、同項に規定する道路に接して長さ十メートル以上、奥行五メートル以上の空地を設けなければならない。

旧第四十三条 (S35.5.1~S46.10.31) (い)・全部改正 (は)・昭和 46 年条例第 29 号へ全部改正

履歴：(は) 昭和 46 年条例第 29 号へ全部改正 昭和 46 年 11 月 1 日～

履歴：(い) 昭和 35 年条例第 20 号へ全部改正 昭和 35 年 5 月 1 日～昭和 46 年 10 月 31 日

(大規模のマーケット)

第四十三条 マーケットの用途に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が千五百平方メートルをこえるもの又は法第二十七条の規定により耐火建築物若しくは簡易耐火建築物としなければならないものについては、第四十一条及び令第二百十条、同第二百十一条、同第二百十二条、同第二百四条から第二百六条までの規定のうち百貨店に係る規定を準用する。

旧第四十四条 (S35.5.1~S46.10.31) (い)・全部改正 (は)・昭和 46 年条例第 29 号へ全部改正

履歴：(は) 昭和 46 年条例第 29 号へ全部改正 昭和 46 年 11 月 1 日～

履歴：(い) 昭和 35 年条例第 20 号へ全部改正 昭和 35 年 5 月 1 日～昭和 46 年 10 月 31 日

(マーケットの避難施設)

第四十四条 マーケット（前条のマーケットを除く。以下この条において同様とする。）の屋内通路の幅は、二・五メートル以上としなければならない。ただし、片側のみに売場を有するものにあつては、一・五メートル以上とすることができる。

- 2 マーケットの出入口は、次の各号に定めるところによらなければならない。

- 一 避難上有効な位置に二以上設けること。

- 二 主要な出入口は、道路に面し、その他の出入口は、道路又は道路に通ずる敷地内の通路に面すること。

- 三 出入口の幅は、これに通ずる前項の屋内通路の幅以上とすること。

- 3 前項第二号の道路に通ずる敷地内の通路の幅員は、一・五メートル以上としなければならない。

旧第四十五条 (S35.5.1~S46.10.31) (い)・全部改正 (は)・昭和46年条例第29号へ全部改正

履歴：(は) 昭和46年条例第29号へ全部改正 昭和46年11月1日～

履歴：(い) 昭和35年条例第20号へ全部改正 昭和35年5月1日～昭和46年10月31日

(卸売市場の構造及び設備)

第四十五条 卸売市場の用途に供する建築物の構造及び設備は、次の各号に定めるところによらなければならない。

- 一 売場の床には適当な下水溝を設け、これをためますに導き、法第十九条第三項の施設又は敷地外の下水溝等に汚水を排出できる設備を設けること。
- 二 常時水を使用する売場及び通路の床並びに床面からの高さ一メートル以内にある壁の部分は、コンクリート、れんがその他の耐水材料を用いて造り、又はおおうこと。
- 三 コンクリート、れんがその他の耐水材料で造った汚物捨場を屋外に設け、これに防臭、防蠅の設備を設けること。

旧第四十六条 (S35.5.1~S46.10.31) (い)・全部改正 (は)・昭和46年条例第29号へ全部改正

履歴：(は) 昭和46年条例第29号へ全部改正 昭和46年11月1日～

履歴：(い) 昭和35年条例第20号へ全部改正 昭和35年5月1日～昭和46年10月31日

(便所)

第四十六条 百貨店又はマーケットには、その用途に供する部分の床面積の合計百平方メートルにつき一個の割合で計算した数値以上の便器を有する便所を設けなければならない。

旧第六節 公衆浴場

履歴：(制定) (S35.5.1~S46.10.31) (は)・昭和46年条例第29号へ全部改正

旧第四十七条 (S35.5.1~S46.10.31) (い)・全部改正 (は)・昭和46年条例第29号へ全部改正

履歴：(は) 昭和46年条例第29号へ全部改正 昭和46年11月1日～

履歴：(い) 昭和35年条例第20号へ全部改正 昭和35年5月1日～昭和46年10月31日

(浴室等の構造)

第四十七条 公衆浴場の用途に供する建築物において、浴室の上に階がある場合にあつては、その浴室の部分、浴室の下に階がある場合にあつては、浴室の下階の部分の主要構造部を耐火構造としなければならない。

旧第四十八条 (S35.5.1~S46.10.31) (い)・全部改正 (は)・昭和46年条例第29号へ全部改正

履歴：(は) 昭和46年条例第29号へ全部改正 昭和46年11月1日～

履歴：(い) 昭和35年条例第20号へ全部改正 昭和35年5月1日～昭和46年10月31日

(浴室の構造及び設備)

第四十八条 公衆浴場の浴室の構造及び設備は、次の各号に定めるところによらなければならない。

- 一 床は、不浸透質の耐水材料で造り、汚水を法第十九条第三項の施設に排出するよう設備を設けること。
- 二 天井の高さは、三・五メートル以上とすること。
- 三 天井は、木ずりしつくい塗等の脱落するおそれのある構造としないこと。
- 四 床面から二メートル以上高い位置に、換気に有効な窓又はこれに代る設備を設けること。

旧第四十九条 (S35.5.1~S46.10.31) (い)・全部改正 (は)・昭和 46 年条例第 29 号へ全部改正

履歴：(は) 昭和 46 年条例第 29 号へ全部改正 昭和 46 年 11 月 1 日～

履歴：(い) 昭和 35 年条例第 20 号へ全部改正 昭和 35 年 5 月 1 日～昭和 46 年 10 月 31 日

(火たき場)

第四十九条 公衆浴場の火たき場の構造及び設備は、次の各号に定めるところによらなければならない。

- 一 主要構造部（屋根を除く。）を耐火構造とすること。
- 二 直上に階がある場合は、直上階の床を開口部のない耐火構造とし、直上に階がない場合においては、天井（天井のない場合においては、屋根）の室内に面する部分の仕上げを不燃材料又は準不燃材料とすること。
- 三 外壁の開口部には甲種防火戸を設けること。

旧第五十条 (S35.5.1~S46.10.31) (い)・全部改正 (は)・昭和 46 年条例第 29 号へ全部改正

履歴：(は) 昭和 46 年条例第 29 号へ全部改正 昭和 46 年 11 月 1 日～

履歴：(い) 昭和 35 年条例第 20 号へ全部改正 昭和 35 年 5 月 1 日～昭和 46 年 10 月 31 日

(燃料置場及び灰捨場)

第五十条 公衆浴場には、防火以上支障がない位置に不燃材料で造つた燃料置場及び灰捨場を設けなければならない。ただし、使用する燃料の種類により、必要がないと認められる場合は、この限りでない。

旧第五十一条 (S35.5.1~S46.10.31) (い)・全部改正 (は)・昭和 46 年条例第 29 号へ全部改正

履歴：(は) 昭和 46 年条例第 29 号へ全部改正 昭和 46 年 11 月 1 日～

履歴：(い) 昭和 35 年条例第 20 号へ全部改正 昭和 35 年 5 月 1 日～昭和 46 年 10 月 31 日

(便所)

第五十一条 公衆浴場には、客用の便所を男子用部分及び女子用部分にそれぞれ設けなければならない。

旧第五十二条 (S35.5.1~S46.10.31) (い)・全部改正 (は)・昭和 46 年条例第 29 号へ全部改正

履歴：(は) 昭和 46 年条例第 29 号へ全部改正 昭和 46 年 11 月 1 日～

履歴：(い) 昭和 35 年条例第 20 号へ全部改正 昭和 35 年 5 月 1 日～昭和 46 年 10 月 31 日

(煙突)

第五十二条 公衆浴場の煙突の高さは、地盤面から十六メートルをこえるものとしなければならない。ただし、周囲の状況又は燃料の種類等により支障がないと認められる場合は、その高さを九メートル以上とすることができる。

旧第五十三条 (S35.5.1~S46.10.31) (い)・全部改正 (は)・昭和 46 年条例第 29 号へ全部改正

履歴：(は) 昭和 46 年条例第 29 号へ全部改正 昭和 46 年 11 月 1 日～

履歴：(い) 昭和 35 年条例第 20 号へ全部改正 昭和 35 年 5 月 1 日～昭和 46 年 10 月 31 日

(防蟻工法)

第五十三条 木造の公衆浴場は、防蟻工法を施さなければならない。ただし、土地及び建築物の状況により蟻害のおそれがないと認められる場合は、この限りでない。

旧第七節 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場

履歴：(制定) (S35.5.1～S46.10.31) (は)・昭和46年条例第29号へ全部改正

旧第五十四条 (S35.5.1～S46.10.31) (い)・全部改正 (は)・昭和46年条例第29号へ全部改正

履歴：(は) 昭和46年条例第29号へ全部改正 昭和46年11月1日～

履歴：(い) 昭和35年条例第20号へ全部改正 昭和35年5月1日～昭和46年10月31日

(敷地と道路との関係)

第五十四条 都市計画区域内にある劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂及び集会場（以下「興行場等」という。）の敷地は、次の表に掲げる道路に接しなければならない。

客席の床面積の合計（単位平方メートル）	道路幅員（単位メートル）
百以内のもの	四以上
百をこえ二百以内のもの	五・四以上
二百をこえ五百以内のもの	六以上
五百をこえ千以内のもの	八以上
千をこえるもの	十以上

- 2 前項の敷地が、同項の道路に接する長さは、第五十八条第一項第二号の規定によつて算出した外側の出入口の幅の合計に、八メートルを加えた数値以上としなければならない。
- 3 第一項の敷地が、同項に規定する道路に接するほか、次の各号に該当する他の道路又は、公園、広場その他の空地に接する場合には、前項の数値を同項に規定する長さの十分の七以上とすることができる。
 - 一 幅員が四メートル（客席の床面積の合計が千平方メートルをこえるものにあつては六メートル以上）のもの
 - 二 前項の規定による長さの十分の七以上敷地に避難上有効に接するもの
- 4 同一建築物内にある二以上の興行場等が、それぞれ耐火構造の壁、床又は甲種防火戸で区画され、かつ、おのおのの主要な出入口が、他の道路に面する場合は、それぞれの主要な出入口に面する道路と敷地との関係については、全三項の規定を適用する。

旧第五十五条 (S35.5.1～S46.10.31) (い)・全部改正 (は)・昭和46年条例第29号へ全部改正

履歴：(は) 昭和46年条例第29号へ全部改正 昭和46年11月1日～

履歴：(い) 昭和35年条例第20号へ全部改正 昭和35年5月1日～昭和46年10月31日

(前面空地)

第五十五条 興行場等には、前条第一項に規定する道路に接する空地（以下「前面空地」という。）を、次の各号に定めるところにより設けなければならない。

- 一 空地の幅員は、客席の床面積の合計十平方メートルにつき一センチメートルの割合で算出したものに、一・二メートル（歩車道の区別のない道路に接するものにあつては、二メートル）を加えた数値以上とすること。
 - 二 空地の道路に接する長さは、客席の床面積の合計十平方メートルにつき十五センチメートルの割合で算出した数値以上とすること。
- 2 興行場等には、第四十一条第三項の規定を準用する。

旧第五十六条 (S35.5.1~S46.10.31) (い)・全部改正 (は)・昭和46年条例第29号へ全部改正

履歴：(は) 昭和46年条例第29号へ全部改正 昭和46年11月1日～

履歴：(い) 昭和35年条例第20号へ全部改正 昭和35年5月1日～昭和46年10月31日

(側面空地)

第五十六条 興行場等には、主要客席部の両側にそつた空地（以下「側面空地」という。）を、次の各号に定めるところにより設けなければならない。

一 空地の幅員は、客席の床面積の合計十平方メートルにつき一センチメートルの割合で算出したものに、一・二メートルを加えた数値以上とすること。

二 道路又は公園、広場その他の空地に避難上有効に通じていること。

2 次の各号の一に該当する側について、避難上支障がないと認められる場合は、前項の規定にかかわらず側面空地を設けないことができる。

一 主要客席部の側面が、道路又は公園、広場その他の空地に避難上有効に接する側

二 客席の床面積の合計が五百平方メートル以内の耐火建築物で、客席部分と側面廊下及びホールが耐火構造の壁及び甲種防火戸で区画されている側

三 客席の床面積の合計が二百平方メートル以内の耐火建築物である場合の客席部の両側

旧第五十七条 (S35.5.1~S46.10.31) (い)・全部改正 (は)・昭和46年条例第29号へ全部改正

履歴：(は) 昭和46年条例第29号へ全部改正 昭和46年11月1日～

履歴：(い) 昭和35年条例第20号へ全部改正 昭和35年5月1日～昭和46年10月31日

(側面空地の共用)

第五十七条 興行場等が相隣る場合において、側面空地が次の各号に該当するものであるときは、これを共用することができる。

一 おのおのの客席の床面積の合計の和の十分の七を客席の床面積の合計とみなして、第五十六条第一項第一号の規定により算出した幅員以上を有するもの

二 客席の床面積の合計の大きいものについて第五十六条第一項第一号の規定により算出した幅員以上を有するもの

三 おのおのが避難上有効に全幅員を利用できるもの

旧第五十八条 (S35.5.1~S46.10.31) (い)・全部改正 (は)・昭和46年条例第29号へ全部改正

履歴：(は) 昭和46年条例第29号へ全部改正 昭和46年11月1日～

履歴：(い) 昭和35年条例第20号へ全部改正 昭和35年5月1日～昭和46年10月31日

(出入口)

第五十八条 興行場等の外側の出入口は、次の各号に定めるところにより設け、かつ、これを避難上有効に配置しなければならない。

- 一 出入口の数は、三以上とすること。
- 二 出入口の幅の合計は、これを使用する客席の床面積の合計十平方メートルにつき二十五センチメートル（主要構造部が耐火構造の場合は十五センチメートル）の割合で算出した数値以上とすること。
- 三 主要な出入口の幅の合計は、前号の合計幅員の二分の一以上とすること。
- 四 主要な出入口の幅は、一・四メートル以上、その他の出入口の幅は、一・二メートル以上とすること。
- 五 主要な出入口は、前面空地に、その他の出入口は、側面空地、道路又は公園、広場その他の空地に面すること。

2 客席の出入口は、前項第一号から第四号までに定めるところにより設け、かつ、これを客席内の縦通路及び横通路の端部に配置しなければならない。

旧第五十九条 (S35.5.1~S46.10.31) (い)・全部改正 (は)・昭和46年条例第29号へ全部改正

履歴：(は) 昭和46年条例第29号へ全部改正 昭和46年11月1日～

履歴：(い) 昭和35年条例第20号へ全部改正 昭和35年5月1日～昭和46年10月31日

(直通階段)

第五十九条 興行場等の避難階又は地上に通ずる直通階段の幅の合計は、前条第一項第二号の規定により算出した数値以上とし、かつ、その二分の一以上を主要な出入口付近に通じさせなければならない。

2 主階が一階にある興行場等で地面からの高さが十メートルをこえる位置に客席を有する場合、これに通ずる前項の直通階段は、令第二百二十三条の規定による避難階段又は特別避難階段としなければならない。

旧第六十条 (S35.5.1~S46.10.31) (い)・全部改正 (は)・昭和46年条例第29号へ全部改正

履歴：(は) 昭和46年条例第29号へ全部改正 昭和46年11月1日～

履歴：(い) 昭和35年条例第20号へ全部改正 昭和35年5月1日～昭和46年10月31日

(廊下)

第六十条 興行場等の客席の床面積が百平方メートルをこえる各階においては、客席部分の両側及び後方に互いに連絡し、かつ、客席部分と壁で区画した廊下を設けなければならない。ただし、避難階において、次の各号の一に該当する側については、この限りでない。

- 一 客席部の側面が、道路又は公園、広場の類に避難上有効に接する側
- 二 客席の床面積の合計が、二百平方メートル以内の耐火建築物において、側面空地に接する側

2 前項の廊下の幅は、これを使用する客席の床面積の合計十平方メートルにつき、一センチメートルの割合で算出したものに、一・二メートル（主要な出入口に接する部分にあつては二メートル）を加えた数値以上としなければならない。

旧第六十一条 (S35.5.1~S46.10.31) (い)・全部改正 (ろ)・一部改正
(は)・昭和46年条例第29号へ全部改正

<p>履歴：(は) 昭和46年条例第29号へ全部改正 昭和46年11月1日～</p>
<p>履歴：(ろ) 一部改正 昭和38年4月1日～昭和46年10月31日</p> <p>(客席部の構造)</p> <p>第六十一条 興行場等の客席部の構造は、次の各号に定めるところによらなければならない。</p> <p>一 いす部</p> <p>イ 一人の占用幅は、四十センチメートル以上とすること。</p> <p>ロ 各いす背の間隔は、八十センチメートル以上とし、二十列内ごとに幅員一メートル以上の横通路を設けること。</p> <p>ハ 横列八席以内ごとに両側に幅員八十センチメートル以上の縦通路を設けること。ただし、四席以内ごとに設ける場合においては、片側のみとすることができる。</p> <p>二 客席の後面には、一・八メートル（主階以外の階にあつては一メートル）以上の通路を設けること。</p> <p>2 興行場等の客席に段床を設ける場合は、床幅は、八十センチメートル以上、各段の高さは五十センチメートル以下としなければならない。</p> <p>3 前項の段床を縦断する通路で高さが三メートルをこえる場合は、高さ三メートル以内ごとに、廊下又は階段に通ずる横断通路を設けなければならない。</p>
<p>履歴：(い) 昭和35年条例第20号へ全部改正 昭和35年5月1日～昭和38年3月31日</p> <p>(客席部)</p> <p>第六十一条 興行場等の客席に段床を設ける場合は、床幅は、八十センチメートル以上、各段の高さは五十センチメートル以下としなければならない。</p> <p>2 前項の段床を縦断する通路で高さが三メートルをこえる場合は、高さ三メートル以内ごとに、廊下又は階段に通ずる横断通路を設けなければならない。</p>

旧第六十二条 (S35.5.1~S46.10.31) (い)・全部改正 (ろ)・一部改正
(は)・昭和46年条例第29号へ全部改正

履歴：(は) 昭和46年条例第29号へ全部改正 昭和46年11月1日～	
履歴：(ろ)一部改正 昭和38年4月1日～昭和46年10月31日	
(便所)	
第六十二条 興行場等には、客用の便所を、次の各号に定めるところにより設けなければならない。	
一 男女用を区別すること。	
二 次の表の規定する割合で計算した数値以上の便器を設けること。	
客席の床面積の合計（単位平方メートル）	客席の床面積に対する便器の数
二百以内の部分	二十平方メートルごとに一
二百をこえ、五百以内の部分	三十平方メートルごとに一
五百をこえる部分	五十平方メートルごとに一
三 くみ取便所としないこと。	
四 客席に接して出入口を有する便所は、前室を設けること。	
五 小便所の一人の専用幅は、六十センチメートル以上とすること。	
履歴：(い) 昭和35年条例第20号へ全部改正 昭和35年5月1日～昭和38年3月31日	
(便所)	
第六十二条 興行場等には、客用の便所を、次の各号に定めるところにより設けなければならない。	
一 次の表の規定する割合で計算した数値以上の便器を設けること。	
客席の床面積の合計（単位平方メートル）	客席の床面積に対する便器の数
二百以内の部分	二十平方メートルごとに一
二百をこえ、五百以内の部分	三十平方メートルごとに一
五百をこえる部分	五十平方メートルごとに一
二 くみ取便所としないこと。	
三 客席に接して出入口を有する便所は、前室を設けること。	
四 小便所の一人の専用幅は、六十センチメートル以上とすること。	

旧第六十三条 (S35.5.1~S46.10.31) (い)・全部改正 (は)・昭和46年条例第29号へ全部改正

履歴：(は) 昭和46年条例第29号へ全部改正 昭和46年11月1日～	
履歴：(い) 昭和35年条例第20号へ全部改正 昭和35年5月1日～昭和46年10月31日	
(防蟻工法)	
第六十三条 木造の興行場等は、防蟻工法を施さなければならない。ただし、土地及び建築物の状況により蟻害のおそれがないと認められる場合は、この限りでない。	

旧第六十四条 (S35.5.1～S46.10.31) (い)・全部改正 (は)・昭和 46 年条例第 29 号へ全部改正

履歴：(は) 昭和 46 年条例第 29 号へ全部改正 昭和 46 年 11 月 1 日～

履歴：(い) 昭和 35 年条例第 20 号へ全部改正 昭和 35 年 5 月 1 日～昭和 46 年 10 月 31 日

(客席部と舞台部との区画)

第六十四条 客席の床面積の合計が二百平方メートルをこえる興行場等は、舞台部分（花道等を除く。）と客席部分との境界を耐火構造の額壁で区画し、これを小屋裏に達せしめ、かつ、開口部には、防火戸又は防火幕その他の防火上有効な設備を設けなければならない。

2 客席の床面積の合計が千平方メートルをこえるものについては、前項の開口部には、自閉甲種防火戸又はこれと同等以上と認められる防火設備を設けなければならない。

3 映画館、観覧場、集会場又は公会堂で防火上支障がないものについては、前二項の規定は適用しない。

旧第六十五条 (S35.5.1～S46.10.31) (い)・全部改正 (は)・昭和 46 年条例第 29 号へ全部改正

履歴：(は) 昭和 46 年条例第 29 号へ全部改正 昭和 46 年 11 月 1 日～

履歴：(い) 昭和 35 年条例第 20 号へ全部改正 昭和 35 年 5 月 1 日～昭和 46 年 10 月 31 日

(舞台部)

第六十五条 主要構造部が耐火構造でない興行場等の舞台の上部及び下部には、控室、物置場等を設けてはならない。

2 興行場等の舞台部の各室は、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料又は準不燃材料としなければならない。

3 興行場等の舞台部の各室から舞台及び客席を通らずに道路又は公園、広場その他の空地に避難できる幅一メートル以上の廊下、階段、出入口又は通路を設けなければならない。

旧第六十六条 (S35.5.1～S46.10.31) (い)・全部改正 (は)・昭和 46 年条例第 29 号へ全部改正

履歴：(は) 昭和 46 年条例第 29 号へ全部改正 昭和 46 年 11 月 1 日～

履歴：(い) 昭和 35 年条例第 20 号へ全部改正 昭和 35 年 5 月 1 日～昭和 46 年 10 月 31 日

(映写室)

第六十六条 興行場等に設ける映写室は、その主要構造部を耐火構造としなければならない。

旧第六十七条 (S35.5.1~S46.10.31) (い)・全部改正 (は)・昭和46年条例第29号へ全部改正

履歴：(は) 昭和46年条例第29号へ全部改正 昭和46年11月1日～

履歴：(い) 昭和35年条例第20号へ全部改正 昭和35年5月1日～昭和46年10月31日

(主階が一階にない興行場等)

第六十七条 主階が一階にない興行場等は、その主階の位置により、客席の床面積の合計を次の各号に定める限度以下としなければならない。

- 一 地階にある場合は三百平方メートル
- 二 四までの階にある場合は、六百平方メートル
- 三 五以上の階にある場合は、四百平方メートル

2 前項の興行場等で、主階を地下に設ける場合においては、客席の床面を地盤面下六・五メートル以内とし、かつ、客席を避難階段又は避難階の直下の階以外に設けてはならない。

3 第一項の興行場等に設ける直通階段は、令第二百二十三条の規定による避難階段又は特別避難階段としなければならない。

4 第一項の興行場等で、主階を四以上の階に設ける場合においては、避難の用に供することができる屋上広場及び主階からこれに通ずる二以上の令第二百二十三条の規定による避難階段又は特別避難階段を設けなければならない。

5 第一項の興行場等には、第五十八条から第六十条までの規定によつて設けなければならない出入口、階段及び廊下のほかに、客席部又は廊下から屋内を通ずることなく直接地上の道路その他の安全な場所に避難できる幅員が、一・二メートル以上の出入口及び露店、空堀の類並びに階段又はこれに代る傾斜路を設けなければならない。

6 第一項の興行場等については、第五十六条の規定は適用しない。

旧第六十八条 (S35.5.1~S46.10.31) (い)・全部改正 (は)・昭和46年条例第29号へ全部改正

履歴：(は) 昭和46年条例第29号へ全部改正 昭和46年11月1日～

履歴：(い) 昭和35年条例第20号へ全部改正 昭和35年5月1日～昭和46年10月31日

(本節における制限の緩和)

第六十八条 演芸場、観覧場、公会堂及び集会場の用途に供する建築物で、その用途又は規模により、防火上、避難上及び衛生上支障がないと認められる場合は、この節の規定による制限を緩和することができる。

旧第八節 自動車車庫、自動車修理工場

履歴：(制定) (S35.5.1～S46.10.31) (は)・昭和46年条例第29号へ全部改正

旧第六十九条 (S35.5.1～S46.10.31) (い)・全部改正 (は)・昭和46年条例第29号へ全部改正

履歴：(は) 昭和46年条例第29号へ全部改正 昭和46年11月1日～

履歴：(い) 昭和35年条例第20号へ全部改正 昭和35年5月1日～昭和46年10月31日

(敷地と道路との関係)

第六十九条 都市計画区域内にある自動車車庫又は自動車修理工場の敷地の出入口は、次の各号の一に該当する道路に接して設けてはならない。ただし、交通上支障がないと認められる場合においては、この限りではない。

- 一 幅員六メートル未満の道路
- 二 交差点若しくは曲り角から五メートル以内の道路又は急坂の道路
- 三 電車の停留所及び折返場、安全地帯、横断歩道、橋、踏切、トンネル又は陸橋から十メートル以内の道路
- 四 前号に掲げるもののほか、知事が交通の安全上支障があると認めた道路

旧第七十条 (S35.5.1～S46.10.31) (い)・全部改正 (は)・昭和46年条例第29号へ全部改正

履歴：(は) 昭和46年条例第29号へ全部改正 昭和46年11月1日～

履歴：(い) 昭和35年条例第20号へ全部改正 昭和35年5月1日～昭和46年10月31日

(前面空地)

第七十条 自動車車庫又は自動車修理工場の出入口の前面には、奥行二メートル以上の前面空地を設けなければならない。

- 2 自動車車庫又は自動車修理工場には、第四十一条第三項の規定を準用する。

旧第七十一条 (S35.5.1～S46.10.31) (い)・全部改正 (は)・昭和46年条例第29号へ全部改正

履歴：(は) 昭和46年条例第29号へ全部改正 昭和46年11月1日～

履歴：(い) 昭和35年条例第20号へ全部改正 昭和35年5月1日～昭和46年10月31日

(車庫等の構造)

第七十一条 次の各号の一に該当する建築物の部分を、自動車車庫又は自動車修理工場の用途に供する場合においては、これらの用途に供する部分及び下階があるときはその下階の部分の主要構造部を、耐火構造としなければならない。

- 一 直上に二以上の階があるもの
- 二 直上階の床面積が百平方メートルをこえるもの
- 三 一階以外の階にあるもの

旧第七十二条 (S35.5.1~S46.10.31) (い)・全部改正 (は)・昭和46年条例第29号へ全部改正

履歴：(は) 昭和46年条例第29号へ全部改正 昭和46年11月1日～

履歴：(い) 昭和35年条例第20号へ全部改正 昭和35年5月1日～昭和46年10月31日

(他の用途部分との区画)

第七十二条 自動車車庫の車庫部分又は自動車修理工場の作業部分とその他の部分との区画は、次の各号に定めるところによらなければならない。

- 一 令第百十二条第七項若しくは第八項又は第十七条の規定の適用を受ける場合を除き、その他の部分との境界に設ける開口部には、甲種防火戸又は乙種防火戸を設けること。
- 二 床及び天井には、その他の部分に通ずる開口部を設けないこと。
- 三 その他の部分のために設ける避難用の出入口は、車庫部分又は作業場部分に接して設けないこと。

旧第四章 雑則

履歴：(制定) (S35.5.1~S46.10.31) (は)・昭和46年条例第29号へ全部改正

旧第七十三条 (S35.5.1~S46.10.31) (い)・全部改正 (は)・昭和46年条例第29号へ全部改正

履歴：(は) 昭和46年条例第29号へ全部改正 昭和46年11月1日～

履歴：(い) 昭和35年条例第20号へ全部改正 昭和35年5月1日～昭和46年10月31日

(既存建築物等に対する制限の緩和)

第七十三条 法第三条第二項の規定により、この条例の規定の適用を受けない建築物について、増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合において、知事が、その建築物及び敷地の状況により、やむを得ないと認めるものについては、法第三条第三項第三号及び第四号の規定にかかわらず、この条例の規定の適用を緩和することができる。

旧第七十四条 (S35.5.1~S46.10.31) (い)・全部改正 (は)・昭和46年条例第29号へ全部改正

履歴：(は) 昭和46年条例第29号へ全部改正 昭和46年11月1日～

履歴：(い) 昭和35年条例第20号へ全部改正 昭和35年5月1日～昭和46年10月31日

(構造計算)

第七十四条 令第百三十八条第一項第一号(高さが十六メートル未満のものを除く。)、第二号、第三号(高さが八メートル未満のものを除く。)、第四号及び第五号(高さが四メートル未満のもの及び石積みものを除く。)に掲げる工作物に関する設計図書の作成にあたっては、構造計算によつて、その構造が安全であることを確かめなければならない。

旧第七十五条 (S35.5.1~S46.10.31) (い)・全部改正 (は)・昭和46年条例第29号へ全部改正

履歴：(は) 昭和46年条例第29号へ全部改正 昭和46年11月1日～

履歴：(い) 昭和35年条例第20号へ全部改正 昭和35年5月1日～昭和46年10月31日

(煙突のライニング)

第七十五条 地盤面からの高さが十六メートルをこえる煙突には、ライニングを設けなければならない。ただし、石炭又は多量の燃料を使用しないものは、この限りでない。

- 2 前項のライニングは、次の各号に定めるところによらなければならない。
 - 一 火格子面から煙突の先端までの長さの三分の一以上にわたり設けること。
 - 二 耐火レンガ及び耐火モルタルで組積すること。

旧第七十六条 (S35.5.1~S46.10.31) (い)・全部改正 (は)・昭和 46 年条例第 29 号へ全部改正

履歴：(は) 昭和 46 年条例第 29 号へ全部改正 昭和 46 年 11 月 1 日～

履歴：(い) 昭和 35 年条例第 20 号へ全部改正 昭和 35 年 5 月 1 日～昭和 46 年 10 月 31 日

(広告塔等の防火措置)

第七十六条 準防火地域又は法第二十二条第一項の市街地の区域内にある看板、広告塔、装飾塔その他これらに類する工作物で、地盤面からの高さが十三メートルをこえるものは、その主要な部分を不燃材料で造り、又はおおわなければならない。

旧第五章 罰則 履歴：(制定) (S35.5.1~S46.10.31) (は)・昭和 46 年条例第 29 号へ全部改正

旧第七十七条 (S35.5.1~S46.10.31) (い)・全部改正 (は)・昭和 46 年条例第 29 号へ全部改正

履歴：(は) 昭和 46 年条例第 29 号へ全部改正 昭和 46 年 11 月 1 日～

履歴：(い) 昭和 35 年条例第 20 号へ全部改正 昭和 35 年 5 月 1 日～昭和 46 年 10 月 31 日

(五万円以下の罰金)

第七十七条 第三条、第七条、第十三条、第十七条から第三十一条まで、第三十二条第一項若しくは第二項（第三十七条において準用する場合を含む。）、第三十三条から第三十六条まで、第三十八条、第三十九条、第四十一条第一項（第四十三条において準用する場合を含む。）若しくは第二項（第四十三条において準用する場合を含む。）、第四十二条、第四十三条において準用する令第二百二十条、同第二百二十一条、同第二百二十二条、同第二百二十四条から第二百二十六条までの規定のうち百貨店に係る部分、第四十四条から第四十六条まで、第四十七条（第四十条において準用する場合を含む。）、第四十八条から第五十三条まで、第五十四条第一項、第二項若しくは第四項、第五十五条第一項、第五十六条第一項、第五十八条から第六十三条まで、第六十四条第一項若しくは第二項、第六十五条、第六十六条、第六十七条第一項から第五項まで、第六十九条、第七十条第一項、第七十一条、第七十二条又は第七十四条から第七十六条までの規定に違反した場合における当該建築物、工作物又は建築設備の設計者（設計図書を用いないで工事を施工し、又は設計図書に従わないで工事を施工した場合においては、当該建築物、工作物又は建築設備の工事施工者）は、五万円以下の罰金に処する。

2 前項に規定する違反があつた場合において、その違反が建築主、工作物の築造主又は建築設備の設置者の故意によるものであるときは、当該設計者又は工事施工者を罰するほか、当該建築主、工作物の築造主又は建築設備の設置者に対して前項の刑を科する。

旧第七十八条 (S35.5.1~S46.10.31) (い)・全部改正 (は)・昭和 46 年条例第 29 号へ全部改正

履歴：(は) 昭和 46 年条例第 29 号へ全部改正 昭和 46 年 11 月 1 日～

履歴：(い) 昭和 35 年条例第 20 号へ全部改正 昭和 35 年 5 月 1 日～昭和 46 年 10 月 31 日

第七十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して、前条の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して前条の刑を科する。ただし、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため、当該業務に対し、相当の注意及び監督が尽されたことの証明があつたときは、その法人又は人については、この限りでない。

附 則

(い)昭和35年4月1日 条例第20号

(施行期日)

1 この条例は、昭和三十五年五月一日から施行する。

(公衆浴場法第二条並びに第三条に規定する基準条例の一部改正)

2 公衆浴場法第二条並びに第三条に規定する基準条例（昭和二十五年福岡県条例第五十四号）の一部を次のように改正する。

第四条第八号中「四メートル」を「三・五メートル」に改める。

(罰則に関する経過措置)

3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお、従前の例による。

(ろ)昭和38年3月19日 条例第17号

(施行期日)

1 この条例は、昭和三十八年四月一日から施行する。

(福岡県建築基準条例の一部改正)

2 福岡県建築基準条例（昭和三十五年福岡県条例第二十号）の一部を次のように改正する。

(略)

3 (略)

(は)昭和46年07月26日 条例第29号

(施行期日)

1 この条例は、昭和四十六年十一月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

福岡県建築基準法施行条例（昭和46年条例第29号）※現行

福岡県建築基準法施行条例をここに公布する。

昭和四十六年七月二十六日

福岡県知事 亀井 光

福岡県条例第二十九号

福岡県建築基準法施行条例

福岡県建築基準法施行条例（昭和三十五年福岡県条例第二十号）の全部を改正する。

目次
(略)

第一章 総則 現行：(は) (S46.11.1～)

第一条 (S46.11.1～) (は)・全部改正 (ほ)・(ぬ)・(る)・(を)・(た)・一部改正

現行：(た)一部改正 平成30年10月5日～

(趣旨)

第一条 この条例は、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。）第三十九条、第四十条、第四十三条第三項、第五十六条の二第一項及び建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「施行令」という。）第一百四十四条の四第二項の規定に基づき、災害危険区域の指定及びその区域内における建築制限、建築物の敷地及び構造に関する制限の付加、都市計画区域及び準都市計画区域内における建築物の敷地等の道路との関係に関する制限の付加、日影による中高層の建築物の高さの制限に係る対象区域等の指定並びに都市計画区域及び準都市計画区域内の道に関する基準について、必要な事項を定めるものとする。

履歴：(を)一部改正 平成15年4月1日～平成30年10月4日

(趣旨)

第一条 この条例は、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。）第三十九条、第四十条、第四十三条第二項、第五十六条の二第一項及び建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「施行令」という。）第一百四十四条の四第二項の規定に基づき、災害危険区域の指定及びその区域内における建築制限、建築物の敷地及び構造に関する制限の付加、都市計画区域及び準都市計画区域内における建築物の敷地等の道路との関係に関する制限の付加、日影による中高層の建築物の高さの制限に係る対象区域等の指定並びに都市計画区域及び準都市計画区域内の道に関する基準について、必要な事項を定めるものとする。

履歴：(る)一部改正 平成15年1月1日～平成15年3月31日

(趣旨)

第一条 この条例は、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。）第三十九条、第四十条、第四十三条第二項、第五十六条の二第一項の規定に基づき、災害危険区域の指定及びその区域内における建築制限、建築物の敷地及び構造に関する制限の付加、都市計画区域及び準都市計画区域内における建築物の敷地等の道路との関係に関する制限の付加並びに日影による中高層の建築物の高さの制限に係る対象区域等の指定について、必要な事項を定めるものとする。

履歴：(ぬ)一部改正 平成13年4月1日～平成14年12月31日

(趣旨)

第一条 この条例は、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。）第三十九条、第四十条、第四十三条第二項、第五十六条の二第一項の規定に基づき、災害危険区域の指定及びその区域内における建築制限、建築物の敷地及び構造に関する制限の付加、都市計画区域及び準都市計画区域内における建築物の敷地等の道路との関係に関する制限の付加並びに日影による中高層の建築物の高さに係る対象区域及び生じさせてはならない日影時間の制限について、必要な事項を定めるものとする。

履歴：(ほ)一部改正 昭和53年9月1日～平成13年3月31日

(趣旨)

第一条 この条例は、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。）第三十九条、第四十条、第四十三条第二項及び第五十六条の二第一項の規定に基づき、災害危険区域の指定及びその区域内における建築制限並びに建築物の敷地及び構造に関する制限の付加並びに都市計画区域内における建築物の敷地等と道路との関係に関する制限の付加並びに日影による中高層の建築物の高さに係る対象区域及び生じさせてはならない日影時間の制限について、必要な事項を定めるものとする。

履歴：(は)昭和46年条例第29号へ全部改正 昭和46年11月1日～昭和53年8月31日

(趣旨)

第一条 この条例は、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。）第三十九条、第四十条及び第四十三条第二項の規定に基づき、災害危険区域の指定及びその区域内における建築制限並びに建築物の敷地及び構造に関する制限の付加並びに都市計画区域内における建築物の敷地等と道路との関係に関する制限の付加について、必要な事項を定めるものとする。

第二条 (S46.11.1～) (は)・全部改正 (を)・一部改正

現行：(を)一部改正 平成15年4月1日～

(用語)

第二条 この条例で使用する用語は、法及び施行令で使用する用語の例による。

履歴：(は)昭和46年条例第29号へ全部改正 昭和46年11月1日～平成15年3月31日

(用語)

第二条 この条例で使用する用語は、法及び建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「施行令」という。）で使用する用語の例による。

第二章 災害危険区域 現行：(は)全部改正 (S46.11.1～)

第三条 (S46.11.1～) (は)・全部改正

現行：(は) 昭和46年条例第29号へ全部改正 昭和46年11月1日～

(災害危険区域の指定)

第三条 法第三十九条第一項の災害危険区域（次条において「災害危険区域」という。）は、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定に基づき指定された急傾斜地崩壊危険区域とする。

第四条 (S46.11.1～) (は)・全部改正 (に)・一部改正

現行：(に)一部改正 昭和49年6月1日～

(災害危険区域内の建築制限)

第四条 災害危険区域内においては、居室を有する建築物を建築してはならない。ただし、災害防止上必要な措置を講ずることにより特定行政庁が建築物の安全上支障がないと認めた場合においては、この限りでない。

履歴：(は) 昭和46年条例第29号へ全部改正 昭和46年11月1日～昭和49年5月31日

(災害危険区域内の建築制限)

第四条 災害危険区域内においては、住居の用途に供する建築物を建築してはならない。ただし、災害防止上必要な措置を講ずることにより特定行政庁が建築物の安全上支障がないと認めた場合においては、この限りでない。

第三章 建築物の敷地及び構造に関する制限の付加 現行：(ぬ)章名改 (H13.4.1～)

旧第三章 建築物の構造に関する制限の付加 履歴：(は)全部改正 (S46.11.1～H13.3.31)

第五条 (H13.4.1～) (ぬ)・全部改正 (か)・一部改正

旧第五条 (S46.11.1～H13.3.31) (に)・条例追加

現行：(か)一部改正 平成27年7月21日～

(がけに近接する建築物の制限)

第五条 がけ（地表面が水平面に対し三十度を超える傾斜度をなす土地をいう。以下同じ。）の高さ（がけの上端と下端との垂直距離をいう。以下同じ。）が三メートルを超える場合においては、当該がけの上にあつては当該がけの下端から、下にあつては当該がけの上端から水平距離が当該がけの高さの二倍に相当する距離以内の位置及び当該がけには、居室を有する建築物を建築してはならない。ただし、次の各号の一に該当する場合においては、この限りでない。

- 一 擁壁の設置により、がけの崩壊（建築物の安全性を損なうおそれがあるものに限る。次号において同じ。）が発生しないと認められること。
- 二 地盤が強固であり、がけの崩壊が発生しないと認められること。
- 三 がけの上に建築物を建築する場合にあつては、がけの崩壊により当該建築物が自重によつて損壊、転倒、滑動又は沈下しない構造であると認められること。
- 四 がけの下に建築物を建築する場合にあつては、次のいずれかにより、がけの崩壊に伴う当該建築物の敷地への土砂の流入に対して当該建築物の居室の部分の安全性が確保されていると認められること。
 - イ 土留施設を設置すること。
 - ロ 建築物のがけに面する壁を開口部のない壁とし、かつ、当該建築物の居室の部分当該建築物への土砂の衝突により破壊されるおそれがないと認められる構造とすること。
- 五 がけに建築物を建築する場合にあつては、前二号に該当すること。

- 2 がけの上方に当該がけに接して、地表面が水平面に対し三十度以下の傾斜度をなす土地がある場合にあつては、当該がけの下端を含み、かつ、水平面に対し三十度の角度をなす面の上方にある部分に限り、当該がけの一部とみなす。
- 3 小段等によつて上下に分離されたがけがある場合において、下層のがけの下端を含み、かつ、水平面に対し三十度の角度をなす面の上方に上層のがけの下端があるときには、その上下のがけは一体のものとみなす。
- 4 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第一項の規定により知事が指定した土砂災害特別警戒区域内においては、前三項の規定は、適用しない。

履歴：(ぬ)全部改正 平成13年4月1日～平成27年7月20日

(がけに近接する建築物の制限)

第五条 がけ（地表面が水平面に対し三十度を超える傾斜度をなす土地をいう。以下同じ。）の高さ（がけの上端と下端との垂直距離をいう。以下同じ。）が三メートルを超える場合においては、当該がけの上にあつては当該がけの下端から、下にあつては当該がけの上端から水平距離が当該がけの高さの二倍に相当する距離以内の位置及び当該がけには、居室を有する建築物を建築してはならない。ただし、次の各号の一に該当する場合においては、この限りでない。

- 一 擁壁の設置により、がけの崩壊（建築物の安全性を損なうおそれがあるものに限る。次号において同じ。）が発生しないと認められること。
- 二 地盤が強固であり、がけの崩壊が発生しないと認められること。
- 三 がけの上に建築物を建築する場合にあつては、がけの崩壊により当該建築物が自重によつて

損壊、転倒、滑動又は沈下しない構造であると認められること。

四 がけの下に建築物を建築する場合にあつては、次のいずれかにより、がけの崩壊に伴う当該建築物の敷地への土砂の流入に対して当該建築物の居室の部分の安全性が確保されていると認められること。

イ 土留施設を設置すること。

ロ 建築物のがけに面する壁を開口部のない壁とし、かつ、当該建築物の居室の部分当該建築物への土砂の衝突により破壊されるおそれがないと認められる構造とすること。

五 がけに建築物を建築する場合にあつては、前二号に該当すること。

2 がけの上方に当該がけに接して、地表面が水平面に対し三十度以下の傾斜度をなす土地がある場合にあつては、当該がけの下端を含み、かつ、水平面に対し三十度の角度をなす面の上方にある部分に限り、当該がけの一部とみなす。

3 小段等によつて上下に分離されたがけがある場合において、下層のがけの下端を含み、かつ、水平面に対し三十度の角度をなす面の上方に上層のがけの下端があるときには、その上下のがけは一体のものとみなす。

4 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第八条第一項の規定により知事が指定した土砂災害特別警戒区域内においては、前三項の規定は、適用しない。

履歴：(ロ) 条例追加 昭和 49 年 6 月 1 日～平成 13 年 3 月 31 日

(がけに近接する建築物の制限)

第五条 がけ（高さが三メートル以上で、かつ、地表面が水平面に対し三十度を超える角度をなす土地で、硬岩盤（風化の著しいものを除く。）以外のもの及びこれに類する土地で、土質又は地形により崩壊するおそれがあると特定行政庁が認めるものをいう。以下この条において同じ。）の上にあつてはがけの下端から、がけの下にあつてはがけの上端から、水平距離ががけの高さの二倍に相当する距離以内の位置には、居室を有する建築物を建築してはならない。ただし、擁壁の設置その他の建築物の安全上必要な措置を講じている場合は、この限りでない。

第五条の二 (S49.6.1～) (ロ) ・条すれ (ト) ・一部改正

旧第五条 (S46.11.1～S49.5.31) (ハ) ・全部改正

現行：(ト) ・一部改正 平成 5 年 6 月 25 日～

(しろありによる害を防ぐための措置)

第五条の二 階数が二以上で延べ面積が五百平方メートルを超える木造の建築物の構造耐力上主要な部分（基礎、基礎ぐい、壁、床版及び屋根版を除く。）は、しろありによる害を防ぐための措置を講じなければならない。ただし、しろありによる害のおそれがない場合においては、この限りでない。

履歴：(ロ) ・条すれ 昭和 49 年 6 月 1 日～平成 5 年 6 月 24 日

(しろありによる害を防ぐための措置)

第五条の二 階数が二以上で延べ面積が五百平方メートルをこえる木造の建築物の構造耐力上主要な部分（基礎、基礎ぐい、壁、床版及び屋根版を除く。）は、しろありによる害を防ぐための措置を講じなければならない。ただし、しろありによる害のおそれがない場合においては、この限りでない。

履歴：(ハ) 昭和 46 年条例第 29 号へ全部改正 昭和 46 年 11 月 1 日～昭和 49 年 5 月 31 日

(しろありによる害を防ぐための措置)

第五条 階数が二以上で延べ面積が五百平方メートルをこえる木造の建築物の構造耐力上主要な部

分（基礎、基礎ぐい、壁、床版及び屋根版を除く。）は、しろありによる害を防ぐための措置を講じなければならない。ただし、しろありによる害のおそれがない場合においては、この限りでない。

第四章 特殊建築物の敷地及び構造に関する制限の付加 現行：(は)全部改正 (S46.11.1～)

第六条 (S46.11.1～) (は)・全部改正 (り)・(ぬ)・一部改正

現行：(ぬ)・一部改正 平成 13 年 4 月 1 日～

(病院等のボイラー室の構造)

第六条 病院、公衆浴場、ホテル及び旅館の用途に供する建築物に存するボイラー室（当該建築物に付属するものを含み、発熱量の合計が、七十キロワット以上の火を使用する設備を設けたものに限る。以下この条において「ボイラー室」という。）の構造は、次の各号に定めるところによらなければならない。

- 一 主要構造部を耐火構造とするか又は不燃材料（第三号に掲げる場合を除く。）で造ること。
- 二 外壁の開口部には、法第二条第九号の二ロに規定する防火設備を設けること。
- 三 建築物の一部をボイラー室の用途に供する場合においては、その部分とその他の部分とを耐火構造とした床若しくは壁又は特定防火設備で区画すること。

履歴：(り)・一部改正 平成 12 年 4 月 1 日～平成 13 年 3 月 31 日

(病院等のボイラー室の構造)

第六条 病院、公衆浴場、ホテル及び旅館の用途に供する建築物に存するボイラー室（当該建築物に付属するものを含み、発熱量の合計が、七十キロワット以上の火を使用する設備を設けたものに限る。以下この条において「ボイラー室」という。）の構造は、次の各号に定めるところによらなければならない。

- 一 主要構造部を耐火構造とするか又は不燃材料（第三号に掲げる場合を除く。）で造ること。
- 二 外壁の開口部には、甲種防火戸又は乙種防火戸（施行令第百十条第三項に規定するものを除く。以下同じ。）を設けること。
- 三 建築物の一部をボイラー室の用途に供する場合においては、その部分とその他の部分とを耐火構造とした床若しくは壁又は甲種防火戸で区画すること。

履歴：(は) 昭和 46 年条例第 29 号へ全部改正 昭和 46 年 11 月 1 日～平成 12 年 3 月 31 日

(病院等のボイラー室の構造)

第六条 病院、公衆浴場、ホテル及び旅館の用途に供する建築物に存するボイラー室（当該建築物に付属するものを含み、発熱量の合計が、一時間につき六万キロカロリー以上の火を使用する設備を設けたものに限る。以下この条において「ボイラー室」という。）の構造は、次の各号に定めるところによらなければならない。

- 一 主要構造部を耐火構造とするか又は不燃材料（第三号に掲げる場合を除く。）で造ること。
- 二 外壁の開口部には、甲種防火戸又は乙種防火戸（施行令第百十条第三項に規定するものを除く。以下同じ。）を設けること。
- 三 建築物の一部をボイラー室の用途に供する場合においては、その部分とその他の部分とを耐火構造とした床若しくは壁又は甲種防火戸で区画すること。

第七条 (H5.6.25～) (七)・全部改正 (七)・(ぬ)・一部改正

旧第七条 (S46.11.1～H5.6.24) (は)・全部改正

現行：(ぬ)一部改正 平成13年4月1日～

(劇場等の屋外への出口)

第七条 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂又は集会場（以下「劇場等」という。）の屋外への出口は、次の各号に定めるところにより設けなければならない。ただし、屋外の観覧場等で特定行政庁が避難上支障がないと認める場合は、この限りでない。

- 一 屋外への出口の数は、二以上とし、相互にできる限り離すとともに、客席の出口から円滑に避難できる位置に配置すること。
- 二 屋外への出口の幅は、避難の際に通過させようとする人数に〇・八センチメートルを乗じて得た数値以上とすること。ただし、当該出口の幅は、一メートル未満としてはならない。
- 三 主要な屋外への出口（日常的に使用する出口又はその付近の出口に限る。以下同じ。）の幅の合計は、屋外への出口の幅の合計の二分の一以上とすること。

履歴：(七)一部改正 平成5年7月9日～平成13年3月31日

(劇場等の屋外への出口)

第七条 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂又は集会場（以下「劇場等」という。）の屋外への出口は、次の各号に定めるところにより設けなければならない。ただし、屋外の観覧場等で特定行政庁が避難上支障がないと認める場合は、この限りでない。

- 一 屋外への出口の数は、二以上とし、相互にできる限り離すとともに、客席の出口から円滑に避難できる位置に配置すること。
- 二 屋外への出口の幅は、避難の際に通過させようとする人数に〇・八センチメートルを乗じて得た数値以上とすること。ただし、当該出口の幅は、一メートル未満としてはならない。
- 三 主要な屋外への出口（日常的に使用する出口又はその付近の出口に限る。以下同じ。）の幅の合計は、前号の出口の幅の合計の二分の一以上とすること。

履歴：(七)全部改正 平成5年6月25日～平成5年7月8日

(劇場等の屋外への出口)

第七条 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂又は集会場（以下「劇場等」という。）の屋外への出口は、次の各号に定めるところにより設けなければならない。ただし、屋外の観覧場等で特定行政庁が避難上支障がないと認める場合は、この限りでない。

- 一 屋外への出口の数は、二以上とし、相互にできる限り離すとともに、客席の出口から円滑に避難できる位置に配置すること。
- 二 屋外への出口の幅は、避難の際に通過させようとする人数に〇・八センチメートルを乗じて得た数値以上とすること。ただし、当該出口の幅は、一メートル未満としてはならない。
- 三 主要な屋外への出口（日常的に使用する出口又はその付近の出口に限る。以下同じ。）の幅の合計は、前号の出口の幅の合計の二分の一以上とすること。

履歴：(は)昭和46年条例第29号へ全部改正 昭和46年11月1日～平成5年6月24日

(劇場等の屋外への出口)

第七条 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂及び集会場（以下「劇場等」という。）の屋外への出口（以下この条において「出口」という。）は、次の各号に定めるところにより設けなければならない。

- 一 出口の数は、三以上とすること。
- 二 出口の幅の合計は、客席の床面積が最大の階における客席の床面積百平方メートルにつき二・五メートル（主要構造部が耐火構造の場合にあつては、一・五メートル）の割合で計算し

た数値以上とすること。

三 主要な出口の幅の合計は、前号の出口の幅の合計の二分の一以上とすること。

四 主要な出口の幅は一・四メートル以上、その他の出口の幅は八十センチメートル以上とすること。

五 主要な出口は道に、その他の出口は道又は公園、広場その他の空地に通ずる幅員二メートル以上の通路に面すること。

第八条 (H5.6.25～) (と)・全部改正 (ぬ)・一部改正

旧第八条 (S46.11.1～H5.6.24) (は)・全部改正

現行：(ぬ)一部改正 平成13年4月1日～

(劇場等の直通階段)

第八条 劇場等の避難階又は地上に通ずる直通階段の幅は、避難の際に流入させようとする人数に一センチメートルを乗じて得た数値以上としなければならない。

2 前項の階段のうち主要な屋外への出口付近に配置される階段の幅の合計は、同項の階段の幅の合計の二分の一以上としなければならない。

3 第一項の階段の出入口の幅は、同項の人数に〇・八センチメートルを乗じて得た数値以上としなければならない。

履歴：(と)全部改正 平成5年6月25日～平成13年3月31日

(劇場等の直通階段)

第八条 劇場等の避難階又は地上に通ずる直通階段の幅は、避難の際に流入させようとする人数に一センチメートルを乗じて得た数値以上とし、かつ、その幅の合計の二分の一以上を主要な屋外への出口付近に配置しなければならない。

2 前項の階段の出入口の幅は、前項の人数に〇・八センチメートルを乗じて得た数値以上としなければならない。

履歴：(は)昭和46年条例第29号へ全部改正 昭和46年11月1日～平成5年6月24日

(劇場等の直通階段)

第八条 劇場等の避難階又は地上に通ずる各階における直通階段の幅の合計は、その直上階以上の階のうち客席の床面積が最大の階における客席の床面積百平方メートルにつき二・五メートル(主要構造部が耐火構造の場合にあつては、一・五メートル)の割合で計算した数値以上とし、かつ、その二分の一以上を主要な出口付近に通じさせなければならない。

第九条 (H5.6.25～) (ト)・全部改正 (ぬ)・(ソ)・(ツ)・一部改正

旧第九条 (S46.11.1～H5.6.24) (ハ)・全部改正

現行：(ツ)一部改正 令和2年4月1日～

(劇場等の避難階段等)

第九条 劇場等の次の各号の一に該当する階段は、施行令第百二十三条の規定による屋外に設ける避難階段（以下「屋外避難階段」という。）又は特別避難階段としなければならない。ただし、全館避難安全性能を有する建築物の屋外避難階段又は特別避難階段については、施行令第百二十三条第二項第二号並びに第三項第一号から第三号まで、第十号及び第十二号の規定は、適用しない。

- 一 客席から直接進入する形式の直通階段
- 二 客席が避難階より下方にあり、その高低差が六メートルを超える場合の避難階までの直通階段

履歴：(ソ)一部改正 令和元年10月8日～令和2年3月31日

(劇場等の避難階段等)

第九条 劇場等の次の各号の一に該当する階段は、施行令第百二十三条の規定による屋外に設ける避難階段（以下「屋外避難階段」という。）又は特別避難階段としなければならない。ただし、全館避難安全性能を有する建築物の屋外避難階段又は特別避難階段については、施行令第百二十三条第二項第二号並びに第三項第一号、第二号、第十号及び第十二号の規定は、適用しない。

- 一 客席から直接進入する形式の直通階段
- 二 客席が避難階より下方にあり、その高低差が六メートルを超える場合の避難階までの直通階段

履歴：(ぬ)一部改正 平成13年4月1日～令和元年10月7日

(劇場等の避難階段等)

第九条 劇場等の次の各号の一に該当する階段は、施行令第百二十三条の規定による屋外に設ける避難階段（以下「屋外避難階段」という。）又は特別避難階段としなければならない。ただし、全館避難安全性能を有する建築物の屋外避難階段又は特別避難階段については、施行令第百二十三条第二項第二号並びに第三項第一号、第二号、第九号及び第十一号の規定は、適用しない。

- 一 客席から直接進入する形式の直通階段
- 二 客席が避難階より下方にあり、その高低差が六メートルを超える場合の避難階までの直通階段

履歴：(ト)全部改正 平成5年6月25日～平成13年3月31日

(劇場等の避難階段等)

第九条 劇場等の次の各号の一に該当する階段は、施行令第百二十三条の規定による屋外に設ける避難階段（以下「屋外避難階段」という。）又は特別避難階段としなければならない。

- 一 客席から直接進入する形式の直通階段
- 二 客席が避難階より下方にあり、その高低差が六メートルを超える場合の避難階までの直通階段

履歴：(ハ)昭和46年条例第29号ハ全部改正 昭和46年11月1日～平成5年6月24日

(劇場等の避難階段等)

第九条 四階以上の階を劇場等の主階の用途に供する建築物にあつては、当該主階及び屋上広場に通ずる二以上の直通階段を設け、これを施行令第百二十三条の規定による避難階段又は特別避難階段としなければならない。

第九條の二 (H5.6.25～) (と)・条例追加 (ぬ)・一部改正

現行：(ぬ)一部改正 平成13年4月1日～

(劇場等の用途に供する部分への準用)

第九條の二 劇場等の用途に供する部分（一の建築物の中に複数の劇場等が設置される場合又は劇場等が他の用途に供する部分と複合して設置される場合に、一の客席に併せて設けられる客用廊下、舞台、楽屋等を含む一団の部分を用いる。以下同じ。）については、第七條から第九條まで、第九條の四から第十三條まで及び第二十二條の規定を準用する。この場合において、「劇場等」とあるのは「劇場等の用途に供する部分」と、第七條及び第八條第二項中「屋外への出口」とあるのは「屋外への出口又は共用ロビー、共用廊下等への出口」と読み替えるものとする。

履歴：(と)条例追加 平成5年6月25日～平成13年3月31日

(劇場等の用途に供する部分への準用)

第九條の二 劇場等の用途に供する部分（一の建築物の中に複数の劇場等が設置される場合又は劇場等が他の用途に供する部分と複合して設置される場合に、一の客席に併せて設けられる客用廊下、舞台、楽屋等を含む一団の部分を用いる。以下同じ。）については、第七條から第九條まで、第九條の四から第十三條まで及び第二十二條の規定を準用する。この場合において、「劇場等」とあるのは「劇場等の用途に供する部分」と、第七條及び第八條中「屋外への出口」とあるのは「屋外への出口又は共用ロビー、共用廊下等への出口」と読み替えるものとする。

第九條の三 (H5.6.25～) (と)・条例追加

現行：(と)条例追加 平成5年6月25日～

(劇場等の用途に供する部分における直通階段の共用)

第九條の三 劇場等の用途に供する部分における避難のための直通階段で他の用途に供する部分における避難のための直通階段と共用するものの幅は、各用途に供する部分につき必要とされる階段の幅の合計以上としなければならない。

- 2 前項の階段までの経路は、他の用途に供する部分（他の劇場等の用途に供する部分を含む。共用ロビー、共用廊下等を除く。次条において同じ。）を経由してはならない。
- 3 複数の劇場等の用途に供する部分において共用する直通階段の幅は、避難の際に各階において当該階段に流入させようとする人数（「流入人数」という。以下この条において同じ。）を合計した人数に一センチメートルを乗じて得た数値以上とする。
- 4 前項の規定にかかわらず、当該階段を屋外避難階段又は特別避難階段とした場合の階段の幅は、流入人数（一の劇場等の用途に供する部分の客席が複数階にある場合においては、各階の流入人数を合計した人数とする。）の最大の人数に一センチメートルを乗じて得た数値以上とすることができる。
- 5 前項の屋外避難階段には、流入人数を合計した人数に〇・〇五平方メートルを乗じて得た数値以上の面積の附室又はバルコニーを設けなければならない。

第九条の四 (H5.6.25～) (と)・条例追加

現行：(と)条例追加 平成5年6月25日～

(劇場等の避難階における避難経路)

第九条の四 劇場等の直通階段の避難階における出口の幅は、当該階段の幅の十分の八以上としなければならない。

- 2 前項の階段が、避難階において建物内部に面している場合においては、避難階における当該階段の出口から屋外への出口に至る経路は、他の用途に供する部分を経由してはならない。
- 3 前項の経路の幅は、避難階において建物内部に面している階段の出口の幅の合計以上としなければならない。
- 4 劇場等の敷地内には、避難階における屋外への出口及び屋外階段の出口から道又は公園、広場その他の空地に通ずる通路を設けなければならない。
- 5 前項の通路の幅員は、前項の屋外への出口及び屋外階段の出口の幅の合計以上としなければならない。

第十条 (H5.6.25～) (に)・全部改正

旧第十条 (S46.11.1～S5.6.24) (と)・条例追加

現行：(に)全部改正 平成5年6月25日～

(劇場等の廊下)

第十条 劇場等の廊下の幅は、当該廊下において避難の際に通過させようとする人数に〇・六センチメートルを乗じて得た数値以上としなければならない。ただし、当該廊下の幅は、一・二メートル未満としてはならない。

- 2 前項の廊下は、次の各号に定めるところによらなければならない。
 - 一 原則として、避難方向に向かつて狭くならないこと。
 - 二 客席からの出口の扉は、避難の障害にならないように設置し、かつ、扉を開いた状態で廊下の幅の二分の一以上が確保されること。
 - 三 行き止まりとなる部分の長さを十メートル以下とすること。
 - 四 傾斜路とする場合は、その傾斜路の勾配は、百分の八（有効なすべり止めを設けた場合は、十分の一）以下とすること。

履歴：(は) 昭和46年条例第29号へ全部改正 昭和46年11月1日～平成5年6月24日

(劇場等の廊下)

第十条 劇場等（客席の床面積の合計が百平方メートル以下のもの及び耐火建築物であつて、その客席の床面積の合計が百平方メートルをこえ、二百平方メートル以下のものを除く。）の各階における廊下の幅は、次の表に掲げる数値以上としなければならない。

客席の床面積の合計	幅 (単位 メートル)
百平方メートルをこえ、二百平方メートル以下の場合	一・五
二百平方メートルをこえる場合	二・〇

- 2 前項の劇場等の廊下は、次の各号に定めるところによらなければならない。
 - 一 通路、階段又は避難階における屋外の出口に避難上有効に通ずること。
 - 二 傾斜路とする場合は、その傾斜路の勾配は、八パーセント（有効なすべり止めを設けた場合は、十パーセント）以下とすること。

第十一条 (H5.6.25～) (と)・全部改正

旧第十一条 (S46.11.1～S5.6.24) (は)・条例追加

現行：(と)全部改正 平成5年6月25日～

(劇場等の客席からの出口)

第十一条 劇場等の客席からの出口（以下この条において「出口」という。）の数は、客席の定員に応じて次の表に掲げる数値以上としなければならない。

客席の定員	出口数
三十人未満の場合	一
三十人以上三百人未満の場合	二
三百人以上六百人未満の場合	三
六百人以上千人未満の場合	四
千人以上の場合	五

- 2 前項の客席の定員は、次の算定方法により得られた数の合計とする。
 - 一 固定式のいす席を設ける部分にあつては、当該いす席の数に対応する数。この場合において、長いす式のいす席にあつては、当該いす席の正面幅を四十センチメートルで除して得た数（一未満の端数は、切り捨てるものとする。）
 - 二 立見席を設ける部分にあつては、当該床面積を〇・二平方メートルで除して得た数
 - 三 ます席を設ける部分にあつては、当該床面積を〇・五平方メートルで除して得た数（一のます席当たり、屋内の客席にあつては六を超える場合は六、屋外の客席にあつては九を超える場合は九とする。）
 - 四 その他の部分にあつては、当該床面積を〇・五平方メートルで除して得た数
- 3 出口の幅については、第七条第二号及び第三号を準用する。この場合において、同条中「主要な屋外への出口（日常的に使用する出口又はその付近の出口に限る。以下同じ。）」とあるのは「主要な出口（日常的に使用する出口に限る。）」と読み替えるものとする。
- 4 出口は相互にできる限り離すとともに、客席内から容易に認識できる位置に配置すること。

履歴：(は) 昭和46年条例第29号へ全部改正 昭和46年11月1日～平成5年6月24日

(劇場等の客席からの出口)

第十一条 第七条第一号から第四号までの規定は、劇場等の客席からの出口（当該出口が第七条の屋外への出口であるものを除く。）について準用する。この場合において、同条中「出口」とあるのは「各階における出口」と、同条第二号中「客席の床面積が最大の階における客席の床面積」とあるのは「各階ごとにその階の客席の床面積」と読み替えるものとする。

- 2 前項の出口は、劇場等の屋外への出口、避難階若しくは地上に通ずる直通階段又は廊下に通じさせなければならない。

第十二条 (H5.6.25～) (と)・全部改正

旧第十二条 (S46.11.1～S5.6.24) (は)・条例追加

現行：(と)全部改正 平成5年6月25日～

(劇場等の客席の構造)

第十二条 劇場等の客席に段床を設ける場合は、各段の床幅は八十センチメートル以上とし、その高さが五十センチメートル以上あるときは、前面に高さ七十五センチメートル以上の手すりを設けなければならない。

2 劇場等の客席の通路は、次の各号に定めるところによらなければならない。

一 通路を傾斜路とする場合は、その勾配を十分の一以下とすること。ただし、手すりを設けた場合は、この限りでない。

二 通路を階段とする場合で、通路の高低差が三メートルを超えるものにあつては、高さ三メートル以内ごとに横通路又は廊下若しくは階段に通ずるずい道を設けること。ただし、階段の勾配が五分の一以下の場合は、この限りでない。

三 前号の横通路の幅は、当該通路のうち避難の際に通過させようとする人数が最大の地点での当該通過人数に〇・六センチメートルを乗じて得た数値以上とすること。ただし、当該通路の幅は、一メートル未満としてはならない。

履歴：(は)昭和46年条例第29号へ全部改正 昭和46年11月1日～平成5年6月24日

(劇場等の段床の構造)

第十二条 劇場等の客席に段床を設ける場合は、各段の床幅は八十センチメートル以上とし、その高さは五十センチメートル以下としなければならない。

2 前項の劇場等の段床の高さが三メートルをこえるものにあつては、高さ三メートル以内ごとに廊下又は階段に通ずる横通路を設けなければならない。

第十三条 (S46.11.1～) (は)・全部改正 (と)・(ち)・(ぬ)・一部改正

現行：(ぬ)一部改正 平成13年4月1日～

(劇場等の舞台部の隔壁の構造)

第十三条 劇場等(客席の床面積の合計が二百平方メートルを超えるものに限る。)の舞台の用途に供する部分(花道その他これに類するものを除く。)と客席の用途に供する部分との境界の天井裏又は小屋裏には、準耐火構造とした隔壁を設けなければならない。

2 前項の隔壁に開口部を設けた場合は、当該開口部には、法第二条第九号の二ロに規定する防火設備を設けなければならない。

履歴：(ち)一部改正 平成5年7月9日～平成13年3月31日

(劇場等の舞台部の隔壁の構造)

第十三条 劇場等(客席の床面積の合計が二百平方メートルを超えるものに限る。)の舞台の用途に供する部分(花道その他これに類するものを除く。)と客席の用途に供する部分との境界の天井裏又は小屋裏には、耐火構造、準耐火構造又は両面を防火構造とした隔壁を設けなければならない。

2 前項の隔壁に開口部を設けた場合は、当該開口部には、甲種防火戸又は乙種防火戸を設けなければならない。

履歴：(と)一部改正 平成5年6月25日～平成5年7月8日

(劇場等の舞台部の隔壁の構造)

第十三条 劇場等(客席の床面積の合計が二百平方メートルを超えるものに限る。)の舞台の用途に供する部分(花道その他これに類するものを除く。)と客席の用途に供する部分との境界の天井裏又は小屋裏には、耐火構造又は両面を防火構造とした隔壁を設けなければならない。

2 前項の隔壁に開口部を設けた場合は、当該開口部には、甲種防火戸又は乙種防火戸を設けなければならない。

履歴：(は)昭和46年条例第29号へ全部改正 昭和46年11月1日～平成5年6月24日

(劇場等の舞台部の隔壁の構造)

第十三条 劇場等(客席の床面積の合計が二百平方メートルをこえるものに限る。)の舞台の用途に供する部分(花道その他これに類するものを除く。)と客席の用途に供する部分との境界の天井裏又は小屋裏には、耐火構造又は両面を防火構造とした隔壁を設けなければならない。

2 前項の隔壁に開口部を設けた場合は、当該開口部には、甲種防火戸又は乙種防火戸を設けなければならない。

第十四条 (S46.11.1～) (は)・全部改正 (と)・(ち)・(ぬ)・一部改正

現行：(ぬ)一部改正 平成13年4月1日～

(マーケット等の通路)

第十四条 一の建築物内に各構えごとに区画されたマーケット、バー、料理店、飲食店又は物品販売業を営む店舗が存する場合には、その前面に幅員二・五メートル（各構えが向き合っていない場合においては、一・五メートル）以上の通路を設け、これを道又は公園、広場その他の空地に通じさせなければならない。

2 階避難安全性能を有する建築物の階で、当該階から道又は公園、広場その他の空地に通じる通路が設けられたものについては、前項の規定は、適用しない。

3 各階における各構えの床面積の合計が五百平方メートル未満の建築物については、前二項の規定は、適用しない。

履歴：(ち)一部改正 平成5年7月9日～平成13年3月31日

(マーケット等の通路)

第十四条 一の建築物内に各構えごとに区画されたマーケット、バー、料理店、飲食店又は物品販売業を営む店舗が存する場合には、その前面に幅員二・五メートル（各構えが向き合っていない場合においては、一・五メートル）以上の通路を設け、これを道又は公園、広場その他の空地に通じさせなければならない。ただし、各階における各構えの床面積の合計が五百平方メートル未満のものにあつては、この限りではない。

履歴：(と)一部改正 平成5年6月25日～平成5年7月8日

(マーケット等の通路)

第十四条 一の建築物内に各構えごとに区画されたマーケット、バー、料理店、飲食店又は物品販売業を営む店舗が存する場合には、その前面に幅員二・五メートル（各構えが向き合っていない場合においては、一・五メートル）以上の通路を設け、これを道又は公園、広場その他の空地に通じさせなければならない。ただし、各階における各構えの床面積の合計が五百平方メートル以下のものにあつては、この限りではない。

履歴：(は) 昭和46年条例第29号へ全部改正 昭和46年11月1日～平成5年6月24日

(マーケット等の通路)

第十四条 一の建築物内に各構えごとに区画されたマーケット、バー、料理店、飲食店又は物品販売業を営む店舗が存する場合には、その前面に幅員二・五メートル（各構えが向き合っていない場合においては、一・五メートル）以上の通路を設け、これを道又は公園、広場その他の空地に通じさせなければならない。ただし、各階における各構えの床面積の合計が五百平方メートル以下のものにあつては、この限りでない。

第十五条 (S46.11.1～) (は)・全部改正 (ち)・(ぬ)・(か)・(た)・(そ)一部改正

現行：(そ)一部改正 令和元年10月8日～

(木造の共同住宅等の内装)

第十五条 木造の共同住宅、寄宿舎及び長屋の用途に供する建築物（主要構造部を耐火構造とした建築物及び法第二条第九号の三イ又はロのいずれかに該当する建築物を除く。次条において「木造の共同住宅等」という。）は、施行令第二百二十八条の五で定める場合を除き、直下階の天井又は階段（階段裏に限る。）の室内に面する部分の仕上げを難燃材料でしなければならない。

履歴：(た)一部改正 平成30年10月5日～令和元年10月7日

(木造の共同住宅等の内装)

第十五条 木造の共同住宅、寄宿舎及び長屋の用途に供する建築物（耐火建築物、準耐火建築物及び法第二十七条第一項の規定に適合する特殊建築物（特定避難時間が四十五分未満である特定避難時間倒壊等防止建築物を除く。）を除く。次条において「木造の共同住宅等」という。）は、施行令第二百二十八条の五で定める場合を除き、直下階の天井又は階段（階段裏に限る。）の室内に面する部分の仕上げを難燃材料でなければならない。

履歴：(か)一部改正 平成27年7月21日～平成30年10月4日

(木造の共同住宅等の内装)

第十五条 木造の共同住宅、寄宿舎及び長屋の用途に供する建築物（耐火建築物、準耐火建築物及び法第二十七条第一項の規定に適合する特殊建築物（特定避難時間が四十五分未満である特定避難時間倒壊等防止建築物を除く。）を除く。次条において「木造の共同住宅等」という。）は、施行令第二百二十九条で定める場合を除き、直下階の天井又は階段（階段裏に限る。）の室内に面する部分の仕上げを難燃材料でなければならない。

履歴：(ぬ)一部改正 平成13年4月1日～平成27年7月20日

(木造の共同住宅等の内装)

第十五条 木造の共同住宅、寄宿舎及び長屋の用途に供する建築物（耐火建築物、準耐火建築物を除く。次条において「木造の共同住宅等」という。）は、施行令第二百二十九条で定める場合を除き、直下階の天井又は階段（階段裏に限る。）の室内に面する部分の仕上げを難燃材料でなければならない。

履歴：(ち)一部改正 平成5年7月9日～平成13年3月31日

(木造の共同住宅等の内装)

第十五条 木造の共同住宅、寄宿舎及び長屋の用途に供する建築物（準耐火建築物を除く。次条において「木造の共同住宅等」という。）は、施行令第二百二十九条で定める場合を除き、直下階の天井又は階段（階段裏に限る。）の室内に面する部分の仕上げを不燃材料、準不燃材料又は難燃材料でなければならない。

履歴：(は)昭和46年条例第29号へ全部改正 昭和46年11月1日～平成5年7月8日

(共同住宅等の内装)

第十五条 木造の共同住宅、寄宿舎及び長屋（次条において「共同住宅等」という。）の用途に供する建築物は、施行令第二百二十九条で定める場合を除き、直下階の天井又は階段（階段裏に限る。）の室内に面する部分の仕上げを不燃材料、準不燃材料又は難燃材料でなければならない。

第十六条 (H5.7.9～) (ほ)・全部改正

旧第十六条 (S46.11.1～) (は)・全部改正

現行：(ほ)全部改正 平成5年7月9日～

(木造の共同住宅等の出口)

第十六条 木造の共同住宅等の避難階における屋外への主要な出口及び屋外階段の出口は、道に面するか、又は道、公園若しくは広場その他の空地に通ずる幅員四メートル（階数が二以下で延べ面積が三百平方メートル以下のものにあつては一・五メートル）以上の通路に面して設けなければならない。ただし、二以上の屋外階段がある場合で次の各号の一に該当するものは、一の屋外階段については通路の幅員を一・五メートルとすることができる。

- 一 避難上有効なバルコニー等を設けたもの
- 二 階段相互が開放された廊下等で連絡するもの
- 三 その他避難上支障がないもの

履歴：(は)昭和46年条例第29号へ全部改正 昭和46年11月1日～平成5年7月8日

(共同住宅等の出入口)

第十六条 木造の共同住宅等の主要な出入口は、道に面して設けなければならない。ただし、階数が二以下で延べ面積が三百平方メートル以下の木造の共同住宅等であつて、その主要な出入口から道又は公園、広場その他の空地に通ずる幅員一・五メートル以上の通路を設けた場合においては、この限りでない。

第十七条 (S46.11.1～) (は)・全部改正 (と)・(ち)・(ぬ)・(れ)・一部改正

現行：(れ)一部改正 平成31年3月1日～

(自動車修理工場の構造)

第十七条 建築物の一部を自動車修理工場の用途に供する場合であつて、自動車修理工場の直上に二以上の階を有するとき、又は自動車修理工場の直上階の居室の床面積が百平方メートルを超えるときは、自動車修理工場の主要構造部を準耐火構造又は施行令第百九条の三第二号に定める構造としなければならない。

履歴：(ぬ)一部改正 平成13年4月1日～平成31年2月28日

(自動車車庫等の構造)

第十七条 建築物の一部を自動車車庫(床面積の合計が五十平方メートル以下のものを除く。)又は自動車修理工場(この条及び次条において「自動車車庫等」という。)の用途に供する場合であつて、自動車車庫等の直上に二以上の階を有するとき、又は自動車車庫等の直上階の居室の床面積が百平方メートルを超えるときは、自動車車庫等の主要構造部を準耐火構造又は施行令第百九条の三第二号に定める構造としなければならない。

履歴：(ち)一部改正 平成5年7月9日～平成13年3月31日

(自動車車庫等の構造)

第十七条 建築物の一部を自動車車庫(床面積の合計が五十平方メートル以下のものを除く。)又は自動車修理工場(この条及び次条において「自動車車庫等」という。)の用途に供する場合であつて、自動車車庫等の直上に二以上の階を有するとき、又は自動車車庫等の直上階の居室の床面積が百平方メートルを超えるときは、自動車車庫等の主要構造部を耐火構造、準耐火構造又は施行令第百九条の三第二号に定める構造としなければならない。

履歴：(と)一部改正 平成5年6月25日～平成5年7月8日

(自動車車庫等の構造)

第十七条 建築物の一部を自動車車庫(床面積の合計が五十平方メートル以下のものを除く。)又は自動車修理工場(この条及び次条において「自動車車庫等」という。)の用途に供する場合であつて、自動車車庫等の直上に二以上の階を有するとき、又は自動車車庫等の直上階の居室の床面積が百平方メートルを超えるときは、自動車車庫等の主要構造部を耐火構造、又は都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律(平成四年法律第八十二号)による改正前の法第二条第九号の三口に該当する構造としなければならない。

履歴：(は)昭和46年条例第29号へ全部改正 昭和46年11月1日～平成5年6月24日

(自動車車庫等の構造)

第十七条 建築物の一部を自動車車庫(床面積の合計が五十平方メートル以下のものを除く。)又は自動車修理工場(この条及び次条において「自動車車庫等」という。)の用途に供する場合であつて、自動車車庫等の直上に二以上の階を有するとき、又は自動車車庫等の直上階の居室の床面積が百平方メートルをこえるときは、自動車車庫等の主要構造部を耐火構造又は法第二条第九号の三口に定める構造としなければならない。

第十八条 (S46.11.1~) (は)・全部改正 (ち)・(ぬ)・(れ)・(そ)・(つ)・一部改正

現行：(つ)一部改正 令和2年4月1日～

(自動車修理工場の防火区画)

第十八条 建築物の一部を自動車修理工場の用途に供する場合には、施行令百十二条第十八項で定める場合を除き、その作業場部分とその他の部分とを準耐火構造とした壁若しくは仕上げを不燃材料でし、かつ、下地を不燃材料で造つた壁又は法第二条第九号の二ロに規定する防火設備で区画しなければならない。

履歴：(そ)一部改正 令和元年10月8日～令和2年3月31日

(自動車修理工場の防火区画)

第十八条 建築物の一部を自動車修理工場の用途に供する場合には、施行令百十二条第十七項で定める場合を除き、その作業場部分とその他の部分とを準耐火構造とした壁若しくは仕上げを不燃材料でし、かつ、下地を不燃材料で造つた壁又は法第二条第九号の二ロに規定する防火設備で区画しなければならない。

履歴：(れ)一部改正 平成31年3月1日～令和元年10月7日

(自動車修理工場の防火区画)

第十八条 建築物の一部を自動車修理工場の用途に供する場合には、施行令百十二条第十二項で定める場合を除き、その作業場部分とその他の部分とを準耐火構造とした壁若しくは仕上げを不燃材料でし、かつ、下地を不燃材料で造つた壁又は法第二条第九号の二ロに規定する防火設備で区画しなければならない。

履歴：(ぬ)一部改正 平成13年4月1日～平成31年2月28日

(自動車車庫等の防火区画)

第十八条 建築物の一部を自動車車庫等の用途に供する場合には、施行令百十二条第十二項及び第十三項で定める場合を除き、その車庫部分又は作業場部分とその他の部分とを準耐火構造とした壁若しくは仕上げを不燃材料でし、かつ、下地を不燃材料で造つた壁又は法第二条第九号の二ロに規定する防火設備で区画しなければならない。

履歴：(ち)一部改正 平成5年7月9日～平成13年3月31日

(自動車車庫等の防火区画)

第十八条 建築物の一部を自動車車庫等の用途に供する場合には、施行令百十二条第十二項及び第十三項で定める場合を除き、その車庫部分又は作業場部分とその他の部分とを耐火構造、準耐火構造若しくは防火構造とした壁又は甲種防火戸若しくは乙種防火戸で区画しなければならない。

履歴：(は) 昭和46年条例第29号へ全部改正 昭和46年11月1日～平成5年7月8日

(自動車車庫等の防火区画)

第十八条 建築物の一部を自動車車庫等の用途に供する場合には、施行令百十二条第十二項及び第十三項で定める場合を除き、その部分とその他の部分とを耐火構造若しくは防火構造とした壁又は甲種防火戸若しくは乙種防火戸で区画しなければならない。

第十八条の二 (H13.4.1～) (ぬ)・条例追加

現行：(ぬ)条例追加 平成13年4月1日～

(準用)

第十八条の二 第七条ただし書の規定は、第八条、第九条、第九条の三第三項から第五項まで、第九条の四第一項及び第三項、第十条第一項、第十一条第一項及び第二項並びに第十二条について準用する。

第十八条の三 (H13.4.1～) (ぬ)・条例追加

現行：(ぬ)条例追加 平成13年4月1日～

(階避難安全性能を有する建築物の階等に対する制限の緩和)

第十八条の三 階避難安全性能を有する建築物の階又は全館避難安全性能を有する建築物の階については、第十条第一項、第十一条第一項、第二項及び第三項（第七条第二号の規定を準用する部分に限る。）並びに第十三条の規定は、適用しない。

2 全館避難安全性能を有する建築物については、第七条第二号、第八条第一項及び第三項、第九条の三（第二項を除く。）並びに第九条の四第一項及び第三項の規定は、適用しない。

第五章 都市計画区域及び準都市計画区域内の建築物の敷地等と道路との関係に関する制限の付加

現行：(ぬ)省名改 (H13.5.18～)

旧第五章 都市計画区域内の建築物の敷地等と道路との関係に関する制限の付加

履歴：(は)全部改正 (S46.11.1～H13.5.17)

第十九条 (S46.11.1～) (は)・全部改正 (ぬ)・一部改正

現行：(ぬ)一部改正 平成13年5月18日～

(適用区域)

第十九条 この章の規定は、都市計画区域及び準都市計画区域内に限り、適用する。

履歴：(は)昭和46年条例第29号へ全部改正 昭和46年11月1日～平成13年5月17日

(適用区域)

第十九条 この章の規定は、都市計画区域内に限り、適用する。

第十九条の二 (H12.4.1～) (り)・条例追加

現行：(り)条例追加 平成12年4月1日～

(一定の複数建築物に対する制限の特例を認定されたものに対する制限の緩和)

第十九条の二 法第八十六条第一項又は第二項の規定により特定行政庁の認定を受けた建築物の敷地等については、この章の規定は、適用しない。

第二十条 (S46.11.1～) (は)・全部改正 (と)・(り)・(た)・一部改正

現行：(た)一部改正 平成30年10月5日～

(建築物の敷地と道路との関係)

第二十条 延べ面積（同一敷地内に二以上の建築物がある場合においては、その延べ面積の合計）が千平方メートルを超える建築物の敷地は、次条及び第二十二条で定める場合を除き、道路（自動車のみの交通の用に供するものを除く。以下同じ。）に六メートル以上接しなければならない。ただし、建築物の周囲に広い空地があり、その他これと同様の状況にある場合で安全上支障がないと特定行政庁が認めたときは、この限りでない。

2 次に掲げる用途に供する特殊建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が二百平方メートルを超え、千平方メートル以下のものの敷地は、第二十二条で定める場合を除き、道路に四メートル以上接しなければならない。

学校 体育館 病院 診療所 劇場等 展示場 百貨店、市場、マーケットその他物品販売業を営む店舗 ダンスホール キャバレー 遊技場 公衆浴場 ホテル 旅館 共同住宅 寄宿舍下宿 倉庫（倉庫業を営む倉庫に限る。第二十三条において同じ。） 自動車車庫 自動車修理工場

3 法第四十三条第二項第一号の規定により特定行政庁が認めた建築物又は同項第二号の規定により特定行政庁が許可した建築物については、前二項の規定は、適用しない。

履歴：(り)一部改正 平成12年4月1日～平成30年10月4日

(建築物の敷地と道路との関係)

第二十条 延べ面積（同一敷地内に二以上の建築物がある場合においては、その延べ面積の合計）が千平方メートルを超える建築物の敷地は、次条及び第二十二条で定める場合を除き、道路（自動車のみの交通の用に供するものを除く。以下同じ。）に六メートル以上接しなければならない。ただし、建築物の周囲に広い空地があり、その他これと同様の状況にある場合で安全上支障がないと特定行政庁が認めたときは、この限りでない。

2 次に掲げる用途に供する特殊建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が二百平方メートルを超え、千平方メートル以下のものの敷地は、第二十二条で定める場合を除き、道路に四メートル以上接しなければならない。

学校 体育館 病院 診療所 劇場等 展示場 百貨店、市場、マーケットその他物品販売業を営む店舗 ダンスホール キャバレー 遊技場 公衆浴場 ホテル 旅館 共同住宅 寄宿舍下宿 倉庫（倉庫業を営む倉庫に限る。第二十三条において同じ。） 自動車車庫 自動車修理工場

3 法第四十三条第一項ただし書きの規定により特定行政庁が許可した建築物については、前二項の規定は、適用しない。

履歴：(と)一部改正 平成5年6月25日～平成12年3月31日

(建築物の敷地と道路との関係)

第二十条 延べ面積（同一敷地内に二以上の建築物がある場合においては、その延べ面積の合計）が千平方メートルを超える建築物の敷地は、次条及び第二十二条で定める場合を除き、道路（自動車のみ交通の用に供するものを除く。以下同じ。）に六メートル以上接しなければならない。ただし、建築物の周囲に広い空地があり、その他これと同様の状況にある場合で安全上支障がないときは、この限りでない。

2 次に掲げる用途に供する特殊建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が二百平方メートルを超え、千平方メートル以下のものの敷地は、第二十二条で定める場合を除き、道路に四メートル以上接しなければならない。

学校 体育館 病院 診療所 劇場等 展示場 百貨店、市場、マーケットその他物品販売業を営む店舗 ダンスホール キャバレー 遊技場 公衆浴場 ホテル 旅館 共同住宅 寄宿舍下宿 倉庫（倉庫業を営む倉庫に限る。第二十三条において同じ。） 自動車車庫 自動車修理工場

履歴：(は)昭和46年条例第29号へ全部改正 昭和46年11月1日～平成5年7月8日

(建築物の敷地と道路との関係)

第二十条 延べ面積（同一敷地内に二以上の建築物がある場合においては、その延べ面積の合計）が千平方メートルをこえる建築物の敷地は、次条及び第二十二条で定める場合を除き、道路（自動車のみ交通の用に供するものを除く。以下同じ。）に六メートル以上接しなければならない。ただし、建築物の周囲に広い空地があり、その他これと同様の状況にある場合で安全上支障がないときは、この限りでない。

2 次に掲げる用途に供する特殊建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が二百平方メートルをこえ、千平方メートル以下のものの敷地は、第二十二条で定める場合を除き、道路に四メートル以上接しなければならない。

学校 体育館 病院 診療所 劇場等 展示場 百貨店、市場、マーケットその他物品販売業を営む店舗 舞踏場 キャバレー 遊技場 公衆浴場 ホテル 旅館 共同住宅 寄宿舍 下宿 倉庫（倉庫業を営む倉庫に限る。第二十三条において同じ。） 自動車車庫 自動車修理工場

第二十一条 (S46.11.1～) (は)・全部改正 (と)・(ち)・(か)・(そ)・一部改正

現行：(そ)一部改正 令和元年10月8日～

(百貨店等の敷地等の道路との関係)

第二十一条 百貨店、マーケットその他物品販売業を営む店舗（床面積の合計が千五百平方メートル以下のものを除く。次項において「百貨店等」という。）の敷地は、その床面積が最大の階における床面積百平方メートルにつき一・二メートルの割合で計算した数値（当該数値の長さが六メートル未満である場合は、六メートル）以上の長さで道路に接しなければならない。

2 百貨店等の主要な出入口には、道路に接して次の表に掲げる数値以上の幅と奥行を有する空地を設けなければならない。

幅	奥行（単位 メートル）
当該出入口の幅の数値に相当する数値	二・〇

3 前項の空地内には、主要構造部が耐火構造、施行令第百十二条第二項に規定する一時間準耐火基準に適合する準耐火構造又は不燃材料で造られた地盤面からの高さ三メートル以上にある建築物の部分の突き出すことができる。

履歴：(か)一部改正 平成27年7月21日～令和元年10月7日

(百貨店等の敷地等の道路との関係)

第二十一条 百貨店、マーケットその他物品販売業を営む店舗（床面積の合計が千五百平方メートル以下のものを除く。次項において「百貨店等」という。）の敷地は、その床面積が最大の階における床面積百平方メートルにつき一・二メートルの割合で計算した数値（当該数値の長さが六メートル未満である場合は、六メートル）以上の長さで道路に接しなければならない。

2 百貨店等の主要な出入口には、道路に接して次の表に掲げる数値以上の幅と奥行を有する空地を設けなければならない。

幅	奥行（単位 メートル）
当該出入口の幅の数値に相当する数値	二・〇

3 前項の空地内には、主要構造部が耐火構造、施行令第百二十九条の二の三第一項第一号に掲げる基準（主要構造部である壁、柱、床、はり及び屋根の軒裏の構造が同号に規定する構造方法を用いるもの又は同号の規定による認定を受けたものであることに係る部分に限る。）に適合する準耐火構造又は不燃材料で造られた地盤面からの高さ三メートル以上にある建築物の部分の突き出すことができる。

履歴：(ち)一部改正 平成5年7月9日～平成27年7月20日

(百貨店等の敷地等の道路との関係)

第二十一条 百貨店、マーケットその他物品販売業を営む店舗（床面積の合計が千五百平方メートル以下のものを除く。次項において「百貨店等」という。）の敷地は、その床面積が最大の階における床面積百平方メートルにつき一・二メートルの割合で計算した数値（当該数値の長さが六メートル未満である場合は、六メートル）以上の長さで道路に接しなければならない。

2 百貨店等の主要な出入口には、道路に接して次の表に掲げる数値以上の幅と奥行を有する空地を設けなければならない。

幅	奥行（単位 メートル）
当該出入口の幅の数値に相当する数値	二・〇

3 前項の空地内には、主要構造部が耐火構造、施行令第百十五条の二の二第一項第一号で定める技術的基準に適合する準耐火構造又は不燃材料で造られた地盤面からの高さ三メートル以上にある建築物の部分の突き出すことができる。

履歴：(と)一部改正 平成5年6月25日～平成5年7月8日

(百貨店等の敷地等の道路との関係)

第二十一条 百貨店、マーケットその他物品販売業を営む店舗（床面積の合計が千五百平方メートル以下のものを除く。次項において「百貨店等」という。）の敷地は、その床面積が最大の階における床面積百平方メートルにつき一・二メートルの割合で計算した数値（当該数値の長さが六メートル未満である場合は、六メートル）以上の長さで道路に接しなければならない。

- 2 百貨店等の主要な出入口には、道路に接して次の表に掲げる数値以上の幅と奥行を有する空地を設けなければならない。

幅	奥行（単位 メートル）
当該出入口の幅の数値に相当する数値	二・〇

- 3 前項の空地内には、主要構造部が耐火構造又は不燃材料で造られた地盤面からの高さ三メートル以上にある建築物の部分を突き出すことができる。

履歴：(は)昭和46年条例第29号へ全部改正 昭和46年11月1日～平成5年6月24日

(百貨店等の敷地等の道路との関係)

第二十一条 百貨店、マーケットその他物品販売業を営む店舗（床面積の合計が千五百平方メートル以下のものを除く。次項において「百貨店等」という。）の敷地は、その床面積が最大の階における床面積百平方メートルにつき一・二メートルの割合で計算した数値（当該数値の長さが六メートル未満である場合は、六メートル）以上の長さで道路に接しなければならない。

- 2 百貨店等の主要な出入口には、道路に接して次の表に掲げる数値以上の幅と奥行を有する空地を設けなければならない。

幅	奥行（単位 メートル）
当該出入口の幅の数値に相当する数値	二・〇

- 3 前項の空地内には、主要構造部が耐火構造又は不燃材料で造られた地盤面からの高さ三メートル以上にある建築物の部分を突き出すことができる。

第二十二条 (S46.11.1～) (は)・全部改正 (と)・(ち)・一部改正

現行：(ち)一部改正 平成5年7月9日～

(劇場等の敷地等と道路との関係)

第二十二条 劇場等の敷地は、次の表に掲げる数値以上の幅員を有する道路に接しなければならない。

客席の定員	幅員（単位 メートル）
四百人未満の場合	四・〇
四百人以上千二百人未満の場合	六・〇
千二百人以上の場合	八・〇

- 2 劇場等の主要な屋外への出口で、前項の道路に面するものには、次の表に掲げる数値以上の幅と奥行を有する空地を設けなければならない。

客席の定員	幅	奥行（単位 メートル）
四百人未満の場合	第七条第二号の規定により 計算した数値の合計	一・五
四百人以上千二百人未満の場合		二・〇
千二百人以上の場合		三・〇

- 3 前二項の客席の定員の算定方法については、第十一条第二項の規定を適用する。

履歴：(七)一部改正 平成5年6月25日～平成5年7月8日

(劇場等の敷地等と道路との関係)

第二十二条 劇場等の敷地は、次の表に掲げる数値以上の幅員を有する道路に接しなければならない。

客席の定員	幅員 (単位 メートル)
四百人未満の場合	四・〇
四百人以上、千二百人未満の場合	六・〇
千二百人以上の場合	八・〇

2 劇場等の主要な屋外への出口で、前項の道路に面するものには、次の表に掲げる数値以上の幅と奥行を有する空地を設けなければならない。

客席の定員	幅	奥行 (単位 メートル)
四百人未満の場合	第七条第二号の規定により計算した数値の合計	一・五
四百人以上、千二百人未満の場合		二・〇
千二百人以上の場合		三・〇

3 前二項の客席の定員の算定方法については、第十一条第二項の規定を適用する。

履歴：(八)昭和46年条例第29号へ全部改正 昭和46年11月1日～平成5年6月24日

(劇場等の敷地等と道路との関係)

第二十二条 劇場等の敷地は、次の表に掲げる数値以上の幅員を有する道路に接しなければならない。

客席の床面積の合計	幅員 (単位 メートル)
二百平方メートル以下の場合	四・〇
二百平方メートルをこえ、 六百平方メートル以下の場合	六・〇
六百平方メートルをこえる場合	八・〇

2 劇場等の主要な屋外への出口には、前項の道路に接して次の表に掲げる数値以上の幅と奥行を有する空地を設けなければならない。

客席の床面積の合計	幅	奥行 (単位 メートル)
二百平方メートル以下の場合	第七条第二号の規定により計算した数値に相当する数値	一・五
二百平方メートルをこえ、 六百平方メートル以下の場合		二・〇
六百平方メートルをこえる場合		三・〇

第二十三条 (S46.11.1～) (は)・全部改正 (ぬ)・一部改正

現行：(ぬ)一部改正 平成13年4月1日～

(倉庫等の自動車の出入口と道路との関係)

第二十三条 倉庫、自動車車庫(床面積の合計が百五十平方メートル以下のものを除く。)及び自動車修理工場(次条において「倉庫等」という。)の自動車の出入口には、次の表に掲げる数値以上の幅と奥行を有する空地を道路に面して設けなければならない。ただし、当該道路との境界線から二メートル後退した自動車の車路の中心線上において、当該道路の中心線に直角に向かつて左右にそれぞれ六十度以上の範囲内において、当該道路を通行する者の存在を確認できる場合は、この限りでない。

幅	奥行(単位メートル)
当該出入口の幅の数値に相当する数値	二・〇

履歴：(は)昭和46年条例第29号へ全部改正 昭和46年11月1日～平成13年3月31日

(倉庫等の出入口と道路との関係)

第二十三条 倉庫、自動車車庫(床面積の合計が百五十平方メートル以下のものを除く。)及び自動車修理工場(次条において「倉庫等」という。)の出入口には、次の表に掲げる数値以上の幅と奥行を有する空地を設けなければならない。

幅	奥行(単位メートル)
当該出入口の幅の数値に相当する数値	二・〇

第二十四条 (S46.11.1～) (は)・全部改正 (と)・一部改正

現行：(と)一部改正 平成5年6月25日～

(倉庫等の敷地の出入口の設置の禁止)

第二十四条 倉庫等の敷地の出入口は、次の各号の一に該当する道路に接して設けてはならない。

- 一 幅員六メートル未満の道路(自家用自動車の車庫においては幅員四メートル以上の道路に接し、その道路の反対側の境界線からの水平距離が六メートル以内の部分の敷地を道路状にし、かつ、交通の安全上支障がない場合を除く。)
- 二 交差点又はまがりかどから五メートル以内の道路の部分
- 三 電車の停留所、折返場又は安全地帯から十メートル以内の道路の部分
- 四 横断歩道、橋、踏切、トンネル又は陸橋から十メートル以内の道路の部分

履歴：(は)昭和46年条例第29号へ全部改正 昭和46年11月1日～平成5年6月24日

(倉庫等の敷地の出入口の設置の禁止)

第二十四条 倉庫等の敷地の出入口は、次の各号の一に該当する道路に接して設けてはならない。

- 一 幅員六メートル未満の道路
- 二 交差点又はまがりかどから五メートル以内の道路の部分
- 三 電車の停留所、折返場又は安全地帯から十メートル以内の道路の部分
- 四 横断歩道、橋、踏切、トンネル又は陸橋から十メートル以内の道路の部分

第二十五条 (S46.11.1~) (は)・全部改正 (と)・(ぬ)・一部改正

現行：(ぬ)一部改正 平成13年4月1日～

(準用)

第二十五条 第二十条第一項ただし書の規定は、同条第二項、第二十一条第一項、第二十二条第一項及び前条の敷地等について準用する。

2 第二十一条第三項の規定は、第二十二条第二項及び第二十三条の空地について準用する。

履歴：(と)一部改正 平成5年6月25日～平成13年3月31日

(準用)

第二十五条 第七条ただし書きの規定は、第八条、第九条、第九条の三第三項から第五項まで、第九条の四第一項及び第三項、第十条第一項、第十一条第一項及び第二項並びに第十二条について準用する。

2 第二十条第一項ただし書の規定は、同条第二項、第二十一条第一項、第二十二条第一項及び前条の敷地等について準用する。

3 第二十一条第三項の規定は、第二十二条第二項及び第二十三条の空地について準用する。

履歴：(は) 昭和46年条例第29号へ全部改正 昭和46年11月1日～平成5年6月24日

(準用)

第二十五条 第二十条第一項ただし書の規定は、同条第二項、第二十一条第一項、第二十二条第一項及び前条の敷地等について準用する。

2 第二十一条第三項の規定は、第二十二条第二項及び第二十三条の空地について準用する。

第五章の二 日影による中高層の建築物の高さの制限 現行：(ほ)全部改正 (S53.9.1～)

第二十五条の二 (S53.9.1～) (ほ)・条例追加 (へ)・(る)・一部改正

現行：(る)一部改正 平成15年1月1日～

(対象区域等の指定)

第二十五条の二 法第五十六条の二第一項の規定により日影による中高層の建築物の高さの制限に係る対象区域として指定する区域は、別表の上欄に掲げる区域とし、法別表第四の二の項及び三の項の区域について日影時間の測定を行う水平面の平均地盤面からの高さとして同表(は)欄に掲げる高さのうちから指定するものは、別表の中欄に掲げるものとし、別表の上欄に掲げる区域について生じさせてはならない日影時間として法別表第四(に)欄の各号のうちから指定する号は、別表の下欄に掲げる号とする。

履歴：(へ)一部改正 昭和62年11月16日～平成14年12月31日

(対象区域等の指定)

第二十五条の二 法第五十六条の二第一項の規定により日影による中高層の建築物の高さの制限に係る対象区域として指定する区域は、別表の上欄に掲げる区域とし、それぞれの区域について生じさせてはならない日影時間として法別表第四(に)欄の各号のうちから指定する号は、別表の下欄に掲げる号とする。

履歴：(ほ)条例追加 昭和53年9月1日～昭和63年11月15日

第二十五条の二 法第五十六条の二第一項の規定により日影による中高層の建築物の高さの制限に係る対象区域として指定する区域は、別表の上欄に掲げる区域とし、それぞれの区域について生じさせてはならない日影時間として法別表第三(に)欄の各号のうちから指定する号は、別表の下欄に掲げる号とする。

第五章の三 都市計画区域及び準都市計画区域内の道に関する基準

現行：(を)全部改正 (H15.4.1～)

第二十五条の三 (S53.9.1～) (を)・条例追加 (た)・(れ)・一部改正

現行：(れ)一部改正 平成31年3月1日～

(道に関する基準)

第二十五条の三 施行令第四百四十四条の四第二項の規定により条例で定める区域は、北九州市、福岡市、久留米市及び大牟田市の区域を除く区域とし、同項の規定により条例で定める基準は、次に掲げるものとする。

- 一 接続先の道路が幅員六・五メートル未満の場合は、接続先の道路の中心線からの水平距離三・二五メートル（当該道路が崖地、川、線路敷地その他これらに類するものに沿う場合は、当該崖地等からの水平距離六・五メートル）までの敷地の部分を指定を受ける道（法第四十二条第一項第五号の規定により指定を受ける道をいう。以下この条において同じ。）とすること。ただし、知事が周囲の状況により避難及び通行の安全上支障がないと認めた場合は、この限りでない。
- 二 指定を受ける道の有効幅員（道の自動車の通行可能な部分で、自動車の通行に耐え得る構造の有蓋側溝を含む。）を六メートル以上とすること。ただし、知事が周囲の状況により避難及び通行の安全上支障がないと認めた場合は、この限りでない。
- 三 施行令第四百四十四条の四第一項第二号の隅切りは、斜長を三メートル以上とすること。
- 四 施行令第四百四十四条の四第一項第四号の縦断勾配は九パーセント以下とすること。

現行：(た)一部改正 平成30年10月5日～平成31年2月28日

(道に関する基準)

第二十五条の三 施行令第四百四十四条の四第二項の規定により条例で定める区域は、北九州市、福岡市、久留米市及び大牟田市の区域を除く区域とし、同項の規定により条例で定める基準は、次に掲げるものとする。

- 一 接続先の道路が幅員六・五メートル未満の場合は、接続先の道路の中心線からの水平距離三・二五メートル（当該道路が崖地、川、線路敷地その他これらに類するものに沿う場合は、当該崖地等からの水平距離六・五メートル）までの敷地の部分を指定を受ける道（法第四十二条第一項第五号の規定により指定を受ける道をいう。以下この条において同じ。）とすること。ただし、知事が周囲の状況により避難及び通行の安全上支障がないと認めた場合は、この限りでない。
- 二 指定を受ける道の有効幅員（道の自動車の通行可能な部分で、自動車の通行に耐え得る構造の有蓋側溝を含む。）を六メートル以上とすること。ただし、知事が周囲の状況により避難及び通行の安全上支障がないと認めた場合は、この限りでない。
- 三 施行令第四百四十四条の四第一項第二号のすみ切りは、斜長を三メートル以上とすること。
- 四 施行令第四百四十四条の四第一項第四号の縦断勾配は九パーセント以下とすること。

履歴：(を)条例追加 平成15年4月1日～平成30年10月4日

(道に関する基準)

第二十五条の三 施行令第四百四十四条の四第二項の規定により条例で定める区域は、北九州市、福岡市、久留米市及び大牟田市の区域を除く区域とし、同項の規定により条例で定める基準は、次

に掲げるものとする。

- 一 接続先の道路が幅員六・五メートル未満の場合は、接続先の道路の中心線からの水平距離三・二五メートル（当該道路ががけ地、川、線路敷地その他これらに類するものに沿う場合は、当該がけ地等からの水平距離六・五メートル）までの敷地の部分を指定を受ける道（法第四十二条第一項第五号の規定により指定を受ける道をいう。以下この条において同じ。）とすること。ただし、知事が周囲の状況により避難及び通行の安全上支障がないと認めた場合は、この限りでない。
- 二 指定を受ける道の有効幅員（道の自動車の通行可能な部分で、自動車の通行に耐え得る構造の有蓋側溝を含む。）を六メートル以上とすること。ただし、知事が周囲の状況により避難及び通行の安全上支障がないと認めた場合は、この限りでない。
- 三 施行令第百四十四条の四第一項第二号のすみ切りは、斜長を三メートル以上とすること。
- 四 施行令第百四十四条の四第一項第四号の縦断勾配は九パーセント以下とすること。

第六章 雑則 現行：(は)全部改正 (S46.11.1～)

第二十六条 (S46.11.1～) (は)・全部改正 (か)・(た)・(れ)・一部改正

<p>現行：(れ)一部改正 令和元年6月25日～ (仮設建築物等に対する制限の緩和) 第二十六条 法第八十五条第五項又は同六項の規定に基づき許可を受けた仮設建築物等及び法第八十七条の三第五項又は第六項の規定に基づき許可を受けた建築物については、第三章から前条までの規定は、適用しない。</p>
<p>履歴：(た)一部改正 平成30年10月5日～令和元年6月24日 (仮設建築物に対する制限の緩和) 第二十六条 法第八十五条第五項又は同六項の規定に基づき許可を受けた仮設建築物については、第三章から前条までの規定は、適用しない。</p>
<p>履歴：(か)一部改正 平成27年7月21日～平成30年10月4日 (仮設建築物に対する制限の緩和) 第二十六条 法第八十五条第五項の規定に基づき許可を受けた仮設建築物については、第三章から前条までの規定は、適用しない。</p>
<p>履歴：(は) 昭和46年条例第29号へ全部改正 昭和46年11月1日～平成27年7月20日 (仮設建築物に対する制限の緩和) 第二十六条 法第八十五条第四項の規定に基づき許可を受けた仮設建築物については、第三章から前章までの規定は、適用しない。</p>

第二十六条の二 (H19.7.20～) (わ)・条例追加 (た)・一部改正

<p>現行：(た)一部改正 平成30年10月5日～ (市町村条例との関係) 第二十六条の二 この条例の規定は、法第四条第一項又は第二項の規定により建築主事を置く市町村が法第三十九条、第四十条、第四十三条第三項又は第五十六条の二第一項の規定に基づき条例を定めたときは、当該市町村の区域内においては、適用しない。</p>
<p>履歴：(わ)条例追加 平成19年7月20日～平成30年10月4日 (市町村条例との関係) 第二十六条の二 この条例の規定は、法第四条第一項又は第二項の規定により建築主事を置く市町村が法第三十九条、第四十条、第四十三条第二項又は第五十六条の二第一項の規定に基づき条例を定めたときは、当該市町村の区域内においては、適用しない。</p>

第七章 罰則 現行：(は)全部改正 (S46.11.1～)

第二十七条 (S46.11.1～) (は)・全部改正 (へ)・一部改正

現行：(へ)一部改正 昭和62年11月16日～

第二十七条 第四条から第十八条まで及び第二十条から第二十四条までの規定に違反した場合における当該建築物の設計者（設計図書を用いないで工事を施工し、又は設計図書に従わないで工事を施工した場合においては、当該建築物の工事施工者）は、二十万円以下の罰金に処する。

2 前項に規定する違反があつた場合において、その違反が建築主の故意によるものであるときは、当該設計者又は工事施工者を罰するほか、当該建築主に対して同項の刑を科する。

履歴：(は) 昭和46年条例第29号へ全部改正 昭和46年11月1日～昭和62年11月15日

第二十七条 第四条から第十八条まで及び第二十条から第二十四条までの規定に違反した場合における当該建築物の設計者（設計図書を用いないで工事を施工し、又は設計図書に従わないで工事を施工した場合においては、当該建築物の工事施工者）は、五万円以下の罰金に処する。

2 前項に規定する違反があつた場合において、その違反が建築主の故意によるものであるときは、当該設計者又は工事施工者を罰するほか、当該建築主に対して同項の刑を科する。

第二十八条 (S46.11.1～) (は)・全部改正 (へ)・一部改正

現行：(は) 昭和46年条例第29号へ全部改正 昭和46年11月1日～

第二十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、同条の罰金刑を科する。ただし、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため、当該業務に対し、相当の注意及び監督が尽されたことの証明があつたときは、その法人又は人については、この限りでない。

附 則

<p>(は)昭和46年07月26日 条例第29号</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、昭和四十六年十一月一日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</p>
<p>(い)昭和49年03月31日 条例第16号</p> <p>この条例は、昭和四十九年六月一日から施行する。</p>
<p>(ほ)昭和53年03月28日 条例第13号</p> <p>この条例は、昭和五十三年九月一日から施行する。</p>
<p>(へ)昭和62年10月15日 条例第24号</p> <p>この条例は、建築基準法の一部を改正する法律（昭和六十二年法律第六十六号）の施行の日から施行する。</p>
<p>(と)平成05年03月30日 条例第11号</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律の施行の日から施行する。</p> <p>(劇場等の規定に関する経過措置)</p> <p>2 この条例の施行の際、現に存する劇場等又は現に新築、増築、改築、移転、修繕若しくは模様替えの工事中の劇場等のうち、改正後の福岡県建築基準法施行条例第七条第二号、第八条から第十条第二項第三号まで、第十一条、第十二条及び第二十二條の規定に適合しないものについては、これらの規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。</p>
<p>(ち)平成05年07月09日 条例第25号</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>(日影による中高層の建築物の高さの制限に関する経過措置)</p> <p>2 この条例による改正後の福岡県建築基準法施行条例第二十五条の二の規定の適用については、都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律（平成四年法律第八十二号）附則第四条の規定が適用される間は、なお従前の例による。</p>
<p>(り)平成12年03月29日 条例第40号</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成十二年四月一日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</p>
<p>(ぬ)平成13年03月30日 条例第13号</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成十三年四月一日から施行する。ただし、目次の改正規定中「都市計画区域」の下に「及び準都市計画区域」を加える部分並びに第一条、第五章の章名及び第十九条の改正規</p>

定は、都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律（平成十二年法律第七十三号）の施行の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（る）平成 14 年 12 月 27 日 条例第 82 号

この条例は、建築基準法等の一部を改正する法律（平成十四年法律第八十五号）の施行の日（平成十五年一月一日）から施行する。

（を）平成 15 年 03 月 05 日 条例第 22 号

この条例は、平成十五年四月一日から施行する。

（わ）平成 19 年 07 月 20 日 条例第 51 号

この条例は、公布の日から施行する。

（か）平成 27 年 07 月 21 日 条例第 39 号

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（よ）平成 30 年 03 月 30 日 条例第 29 号

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

（た）平成 30 年 10 月 05 日 条例第 55 号

この条例は、公布の日から施行する。

（れ）平成 31 年 03 月 01 日 条例第 10 号

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二十六条の改正規定は、建築基準法の一部を改正する法律（平成三十年法律第六十七号）の施行の日から施行する。

（そ）令和元年 10 月 08 日 条例第 17 号

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（つ）令和 02 年 03 月 31 日 条例第 21 号

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

※補足:(ハ) 建築基準法の一部を改正する法律（昭和六十二年法律第六十六号）の施行の日＝（昭和 62 年 11 月 16 日）

※補足:(ト) 都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律の施行の日＝（平成 5 年 6 月 25 日）

※補足:(ヌ) 都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律（平成十二年法律第七十三号）の施行の日＝（平成 13 年 5 月 18 日）

別表（第二十五条の二関係） 現行：(ほ) 条例追加（S53.9.1～）

現行：(よ) 一部改正 平成30年3月30日～

対象区域		法別表第四（は） 欄の平均地盤面 からの高さ	法別表第四（に） 欄の号
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八条第一項第一号の規定により定められた用途地域	都市計画法第八条第三項第二号イの規定により建築物の容積率に関する都市計画が定められた土地の区域及び同号トの規定により建築物の高さの最高限度に関する都市計画が定められた土地の区域		
第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域又は田園住居地域	十分の五の区域		(一)
	十分の六の区域		
	十分の八の区域		(二)
	十分の十の区域 十分の十五の区域 十分の二十の区域		
第一種中高層住居専用地域又は第二種中高層住居専用地域	十分の十の区域	四メートル	(一)
	十分の十五の区域	四メートル	(二)
	十分の二十の区域 十分の三十の区域		
第一種住居地域、第二種住居地域又は準住居地域	十分の二十の区域であつて十五メートル高度地区	四メートル	(一)
	十分の二十の区域（十五メートル高度地区を除く。）	四メートル	(二)
	十分の三十の区域 十分の四十の区域		
近隣商業地域又は準工業地域	十分の二十の区域であつて十五メートル高度地区又は二十メートル高度地区	四メートル	(二)
備考			
<p>一 十五メートル高度地区とは、建築物の各部分の高さが、当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離が八メートル以下の範囲にあつては、当該水平距離の一・二五倍に五メートルを加えたもの以下とされ、真北方向の水平距離が八メートルを超える範囲にあつては、当該水平距離から八メートルを減じたものの〇・五倍に十五メートルを加えたもの以下とされている地区をいう。</p> <p>二 二十メートル高度地区とは、建築物の各部分の高さが、当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離が八メートル以下の範囲にあつては、当該水平距離の一・二五倍に十メートルを加えたもの以下とされ、真北方向の水平距離が八メートルを超える範囲にあつては、当該水平距離から八メートルを減じたものの〇・五倍に二十メートルを加えたもの以下とされている地区をいう。</p>			

履歴：(る)一部改正 平成 15 年 1 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日

対象区域		法別表第四 (は)	法別表第四 (こ)
都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第八条第一項第一号の規定により定められた用途地域	都市計画法第八条第三項第二号イの規定により建築物の容積率に関する都市計画が定められた土地の区域及び同号トの規定により建築物の高さの最高限度に関する都市計画が定められた土地の区域	欄の平均地盤面からの高さ	欄の号
第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域	十分の五の区域 十分の六の区域		(一)
	十分の八の区域 十分の十の区域 十分の十五の区域 十分の二十の区域		(二)
第一種中高層住居専用地域又は第二種中高層住居専用地域	十分の十の区域	四メートル	(一)
	十分の十五の区域 十分の二十の区域 十分の三十の区域	四メートル	(二)
	十分の二十の区域であつて十五メートル高度地区	四メートル	(一)
第一種住居地域、第二種住居地域又は準住居地域	十分の二十の区域 (十五メートル高度地区を除く。)	四メートル	(二)
	十分の三十の区域 十分の四十の区域		
	十分の二十の区域であつて十五メートル高度地区又は二十メートル高度地区	四メートル	(二)
近隣商業地域又は準工業地域	十分の二十の区域であつて十五メートル高度地区又は二十メートル高度地区	四メートル	(二)
備考			
<p>一 十五メートル高度地区とは、建築物の各部分の高さが、当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離が八メートル以下の範囲にあつては、当該水平距離の一・二五倍に五メートルを加えたもの以下とされ、真北方向の水平距離が八メートルを超える範囲にあつては、当該水平距離から八メートルを減じたもの〇・五倍に十五メートルを加えたもの以下とされている地区をいう。</p> <p>二 二十メートル高度地区とは、建築物の各部分の高さが、当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離が八メートル以下の範囲にあつては、当該水平距離の一・二五倍に十メートルを加えたもの以下とされ、真北方向の水平距離が八メートルを超える範囲にあつては、当該水平距離から八メートルを減じたもの〇・五倍に二十メートルを加えたもの以下とされている地区をいう。</p>			

履歴：(ち)一部改正 平成5年7月9日～平成15年1月1日

対象区域		法別表第四（に）欄の号
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八条第一項第一号の規定により定められた用途地域	都市計画法第八条第二項第二号イの規定により建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合に関する都市計画が定められた土地の区域及び同号ニの規定により建築物の高さの最高限度に関する都市計画が定められた土地の区域	
第一種低層住居専用地域 又は第二種低層住居専用地域	十分の五の区域 十分の六の区域	(一)
	十分の八の区域 十分の十の区域 十分の十五の区域 十分の二十の区域	(二)
第一種中高層住居専用地域 又は第二種中高層住居専用地域	十分の十の区域	(一)
	十分の十五の区域 十分の二十の区域 十分の三十の区域	(二)
第一種住居地域、第二種住居地域 又は準住居地域	十分の二十の区域であつて 十五メートル高度地区	(一)
	十分の二十の区域（十五メートル高度地区を除く。） 十分の三十の区域 十分の四十の区域	(二)
近隣商業地域又は準工業地域	十分の二十の区域であつて 十五メートル高度地区又は 二十メートル高度地区	(二)
備考		
<p>一 十五メートル高度地区とは、建築物の各部分の高さが、当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離が八メートル以下の範囲にあつては、当該水平距離の一・二五倍に五メートルを加えたもの以下とされ、真北方向の水平距離が八メートルを超える範囲にあつては、当該水平距離から八メートルを減じたものの〇・五倍に十五メートルを加えたもの以下とされている地区をいう。</p> <p>二 二十メートル高度地区とは、建築物の各部分の高さが、当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離が八メートル以下の範囲にあつては、当該水平距離の一・二五倍に十メートルを加えたもの以下とされ、真北方向の水平距離が八メートルを超える範囲にあつては、当該水平距離から八メートルを減じたものの〇・五倍に二十メートルを加えたもの以下とされている地区をいう。</p>		

履歴：(ハ)一部改正 昭和62年11月16日～平成5年7月8日

対象区域		法別表第四（に）欄の号
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八条第一項第一号の規定により定められた用途地域	都市計画法第八条第二項第二号イの規定により建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合に関する都市計画が定められた土地の区域及び同号ニの規定により建築物の高さの最高限度に関する都市計画が定められた土地の区域	
第一種住居専用地域	十分の五の区域 十分の六の区域	(一)
	十分の八の区域 十分の十の区域 十分の十五の区域 十分の二十の区域	(二)
第二種住居専用地域	十分の十の区域	(一)
	十分の十五の区域 十分の二十の区域 十分の三十の区域	(二)
住居地域	十分の二十の区域であつて十五メートル高度地区	(一)
	十分の二十の区域（十五メートル高度地区を除く。） 十分の三十の区域 十分の四十の区域	(二)
近隣商業地域 準工業地域	十分の二十の区域であつて十五メートル高度地区又は二十メートル高度地区	(二)
備考		
<p>一 十五メートル高度地区とは、建築物の各部分の高さが、当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離が八メートル以下の範囲にあつては、当該水平距離の一・二五倍に五メートルを加えたもの以下とされ、真北方向の水平距離が八メートルを超える範囲にあつては、当該水平距離から八メートルを減じたものの〇・五倍に十五メートルを加えたもの以下とされている地区をいう。</p> <p>二 二十メートル高度地区とは、建築物の各部分の高さが、当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離が八メートル以下の範囲にあつては、当該水平距離の一・二五倍に十メートルを加えたもの以下とされ、真北方向の水平距離が八メートルを超える範囲にあつては、当該水平距離から八メートルを減じたものの〇・五倍に二十メートルを加えたもの以下とされている地区をいう。</p>		

履歴：(ほ) 条例追加 昭和53年9月1日～昭和62年11月15日

対象区域		法別表第三 (こ) 欄の号
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八条第一項第一号の規定により定められた用途地域	都市計画法第八条第二項第二号イの規定により建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合に関する都市計画が定められた土地の区域及び同号ニの規定により建築物の高さの最高限度に関する都市計画が定められた土地の区域	
第一種住居専用地域	十分の五の区域 十分の六の区域	(一)
	十分の八の区域 十分の十の区域 十分の十五の区域 十分の二十の区域	(二)
第二種住居専用地域	十分の十の区域	(一)
	十分の十五の区域 十分の二十の区域 十分の三十の区域	(二)
住居地域	十分の二十の区域であつて十五メートル高度地区	(一)
	十分の二十の区域（十五メートル高度地区を除く。） 十分の三十の区域 十分の四十の区域	(二)
近隣商業地域 準工業地域	十分の二十の区域であつて十五メートル高度地区又は二十メートル高度地区	(二)
備考		
<p>一 十五メートル高度地区とは、建築物の各部分の高さが、当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離が八メートル以下の範囲にあつては、当該水平距離の一・二五倍に五メートルを加えたもの以下とされ、真北方向の水平距離が八メートルを超える範囲にあつては、当該水平距離から八メートルを減じたものの〇・五倍に十五メートルを加えたもの以下とされている地区をいう。</p> <p>二 二十メートル高度地区とは、建築物の各部分の高さが、当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離が八メートル以下の範囲にあつては、当該水平距離の一・二五倍に十メートルを加えたもの以下とされ、真北方向の水平距離が八メートルを超える範囲にあつては、当該水平距離から八メートルを減じたものの〇・五倍に二十メートルを加えたもの以下とされている地区をいう。</p>		

福岡県建築基準法施行条例〔改正経過〕

令和3年4月1日 初版

編集 福岡県建築都市部建築指導課
